

BIM 図面審査 申請・審査マニュアル

(初版)

赤色・青枠部分：事前公表版からの変更部分

令和8年2月

建築 BIM 推進会議 審査 TF

(白紙)

はじめに

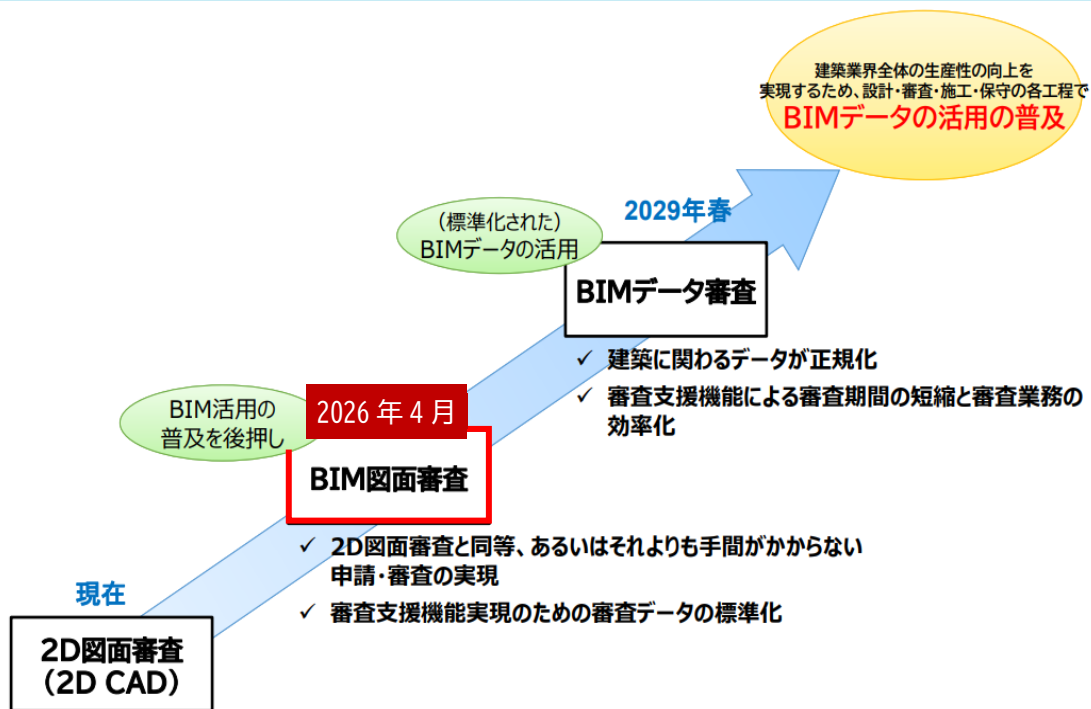
○ BIM活用の将来像とBIM図面審査の位置づけ

建築業界全体の生産性向上を実現するため、建築のライフサイクルの各工程において、BIMデータの活用・普及が求められている。

国土交通省では令和元年に建築BIM推進会議を設置し、建築BIMの普及・推進について官民一体となって取り組んできた。将来的には建築業界全体の生産性向上を実現すべく、BIMデータが広く活用される社会を目指す。これを段階的に推し進めるために、建築確認において2026年4月から「BIM図面審査」を開始し、さらに2029年春には「BIMデータ審査」の実現に向けて取り組んでいる。

「BIM図面審査」の実施に向けては、建築基準法施行規則及び建築確認等に関する指針（平成19年告示835号）が●月●日に改正され、「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が位置付けられた。本マニュアルは、このガイドラインに対応した実務的な解説書として位置付けられている。

BIM活用の目指す姿



○ BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査の目的は、BIM の特性を活用して建築確認に係る情報の標準化や建築確認の効率化を図ることにより、BIM 活用普及の後押しをすることにある。BIM 図面審査を行うことによる効果（メリット）については、大きく2つ想定されている。

一つ目は、BIM モデルから図面（確認申請図書）を作成することによる図書間の整合性の向上である。例えば、平面図、立面図、断面図とそれぞれ作図する場合は、図面間の不整合が生じることがあるが、一つの BIM モデルから書き出された平面図、立面図、断面図だと原則（出力後に手を加えることがなければ）図面間の不整合が生じることはない。このように BIM の特性を生かして図面を作成することにより図書間の整合性の向上を図ることが期待できる。

二つ目は、確認申請用の共通データ環境（CDE）を活用することによる申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化である。BIM 図面審査において、申請者と審査者とのやり取りは、確認申請の受付手続きのあとは確認申請用データを共有する CDE において審査・指摘等の応答等を行うことになっている（詳細はマニュアル本文を参照）。従来、窓口での対面や電話・電子メール等で行われてきた審査者から申請者に対する設計内容の確認や指摘事項の伝達・修正・確認等を BIM 図面審査ではクラウド環境にある CDE の機能を用いて行うことにより、審査者の指摘等や申請者からの補足説明などのコミュニケーションの円滑化が期待できる。

このほか、設計者にとっては、確認申請図書作成の効率化や、審査者にとっては 3D モデルの閲覧による申請建物等の形状理解の向上、確認申請図書表現の統一による審査の効率化、整合性確認の省略による審査の効率化等の効果（メリット）が想定される。これらは、結果として建築確認手続きにかかる期間の短縮にもつながることとして期待される。

【ガイドライン 2-2】

BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査により期待される効果は、以下が想定される。

（共通の効果）

- ・ BIM モデルから図面を作成することによる整合性の向上
- ・ 確認申請用 CDE の活用による申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化
- ・ 建築確認手続きにかかる期間の短縮

（主に設計者における効果）

- ・ 確認の申請にかかる図書作成の効率化

（主に審査者における効果）

- ・ 3D モデルの閲覧による申請建築物等の形状理解の向上
- ・ 確認の申請にかかる図書表現の統一による審査の効率化
- ・ 整合性確認の省略による審査の効率化

BIM 図面審査 申請・審査マニュアル（初版）

目次

はじめに

I. マニュアルの位置づけ等 -----	3
1. マニュアルの位置づけ	
2. 用語の定義	
II. BIM 図面審査の概要 -----	11
1. BIM 図面審査の定義	
2. BIM 図面審査の適用について	
3. BIM 図面審査の流れ	
III. 申請者側の準備 -----	21
1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成	
2. 「BIM 図面審査における入出力基準」の概要	
3. 「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の概要	
4. 入出力基準に基づく入力・出力（表示・表記）の具体例	
(1) 意匠分野の例①	
(2) 意匠分野の例②	
(3) 構造分野の例	
(4) 設備分野の例	
5. BIM 図面審査における確認申請図書表現標準	
IV. 審査者側の準備 -----	49
1. 審査環境の整備	
(1) 確認検査機関等における審査体制	
(2) 確認検査機関等における CDE 環境の整備	
(3) 適合性判定機関における審査環境の準備	
(4) 消防機関の準備	
2. 確認申請用 CDE の基本機能	
V. 申請の手順 -----	59
1. 「確認申請書様式」の作成・提出	
(1) 申請・受付の手順	
(2) 関係機関との事前協議	
(3) BIM 図面審査として受け付けられない場合について	
2. 申請図書（図面）の作成・提出	
(1) 申請図書等の作成・提出	
(2) 留意事項等	
VI. 審査の手順 -----	65
1. 申請図書等の確認	

- (1) データ出力の確認について
- (2) IFC データの活用について
- 2. 審査の実施
 - (1) 審査の手順
 - (2) 図書の補正等
 - (3) 補正した図書等のファイル管理
 - (4) 指摘・対応のコミュニケーション
- 3. 適合性判定
 - (1) 適合性判定（構造）
 - (2) 適合性判定（省エネ）
 - (3) 審査の受付と適合判定通知書の交付
- 4. 消防同意・確認済証交付・図書保存
 - (1) 消防同意の手順
 - (2) 交付手続き・図書保存
- 5. 完了検査等

【参考】 ----- 83

ICBA 確認申請用 CDE を利用しない場合の審査環境に求める要件

I. マニュアルの位置づけ等

(白紙)

I. マニュアルの位置づけ等

1. マニュアルの位置づけ

「BIM 図面審査」に係る制度概要や定義等については「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」で記述されているが、本マニュアルは、BIM 図面審査を行おうとする申請者（設計者）・審査者の実務的な解説書と位置付けられる。

「BIM 図面審査」では、本編で解説するように「BIM 図面審査における入出力基準」や「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の基準・様式の利用や、確認申請図書等のデータを受け、共有するためのシステムの利用が前提となっているが、本マニュアルでそれらを事細かに解説するものではなく、概要のみを説明する程度にとどめている。

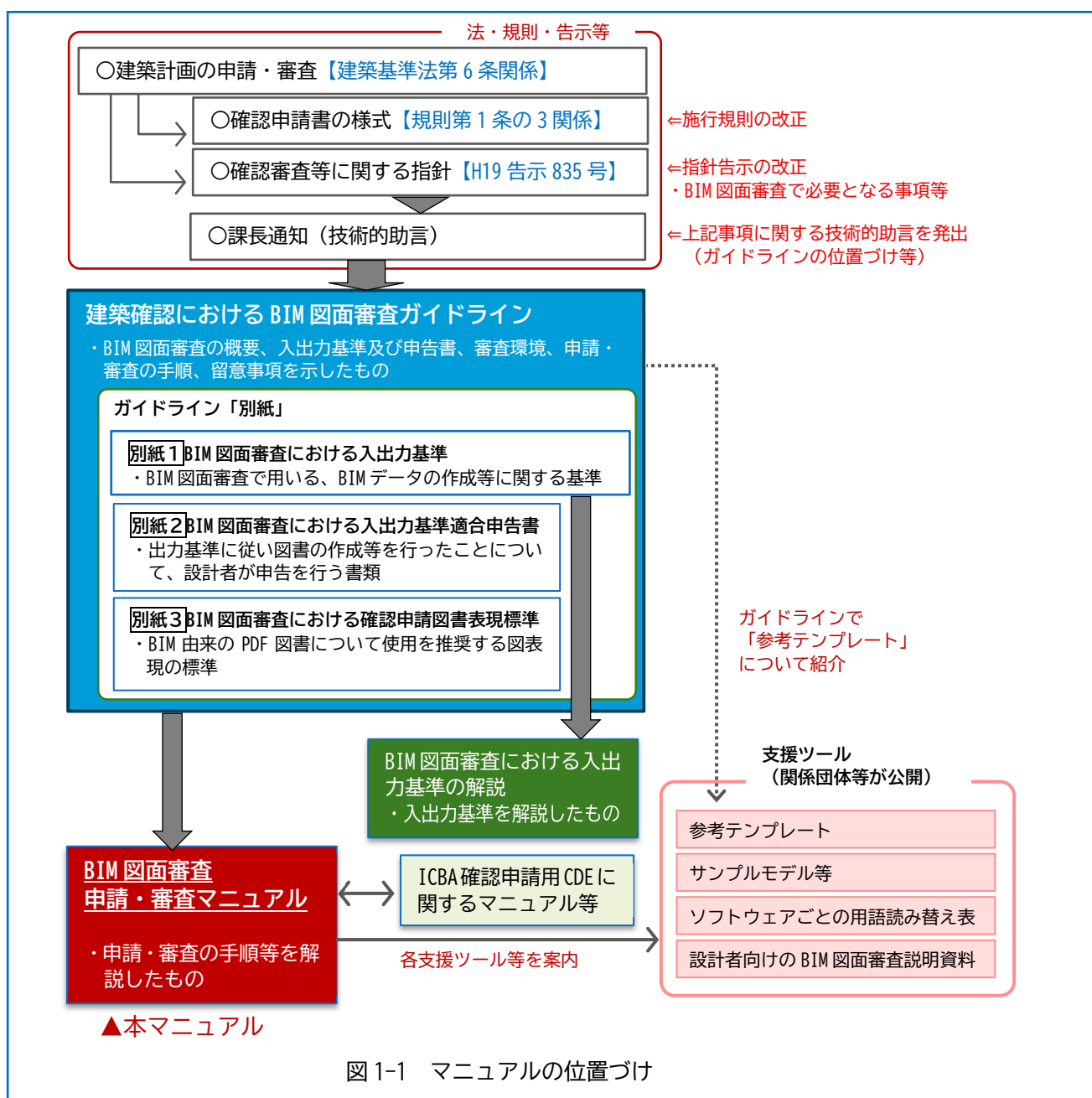
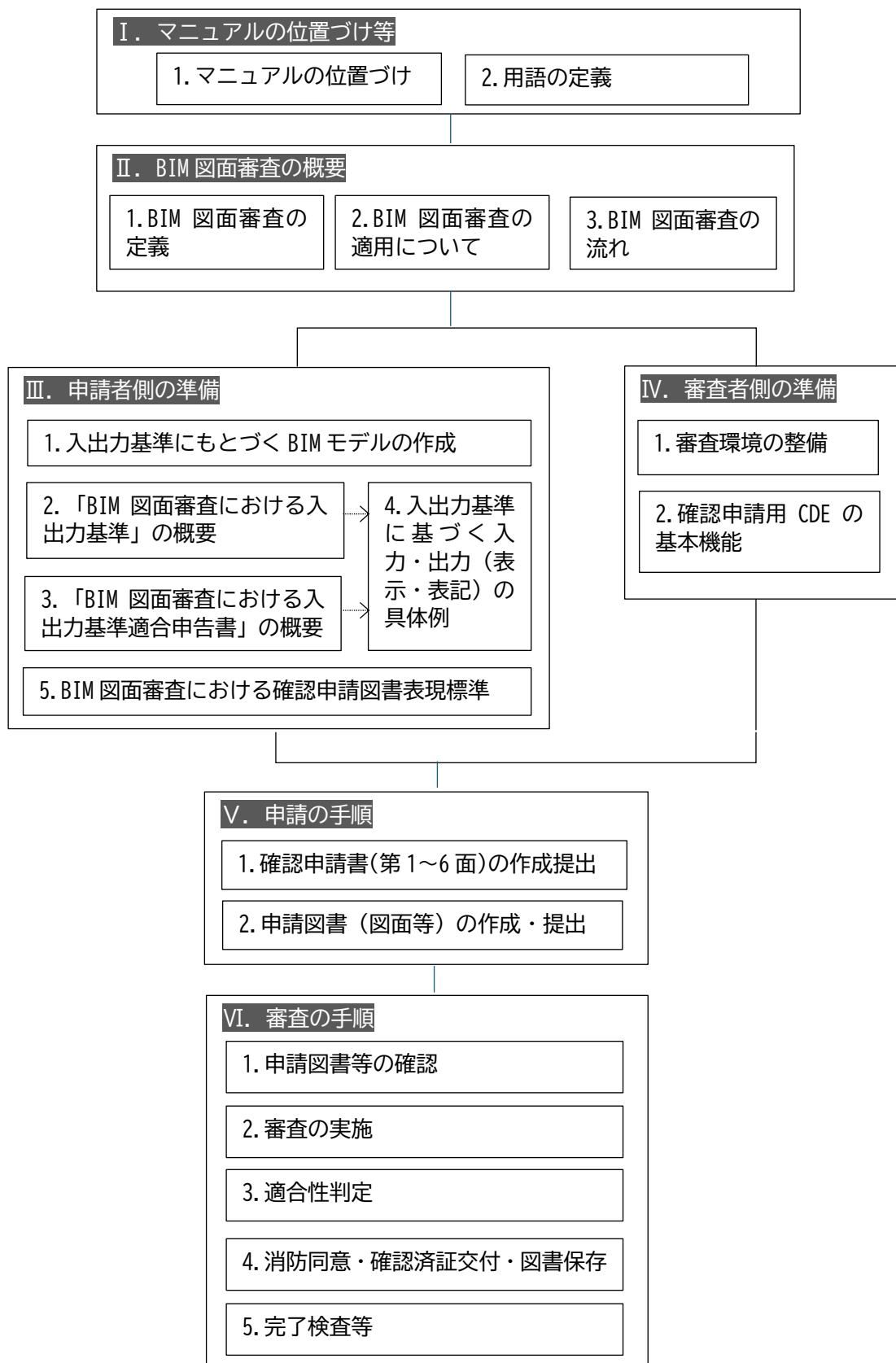


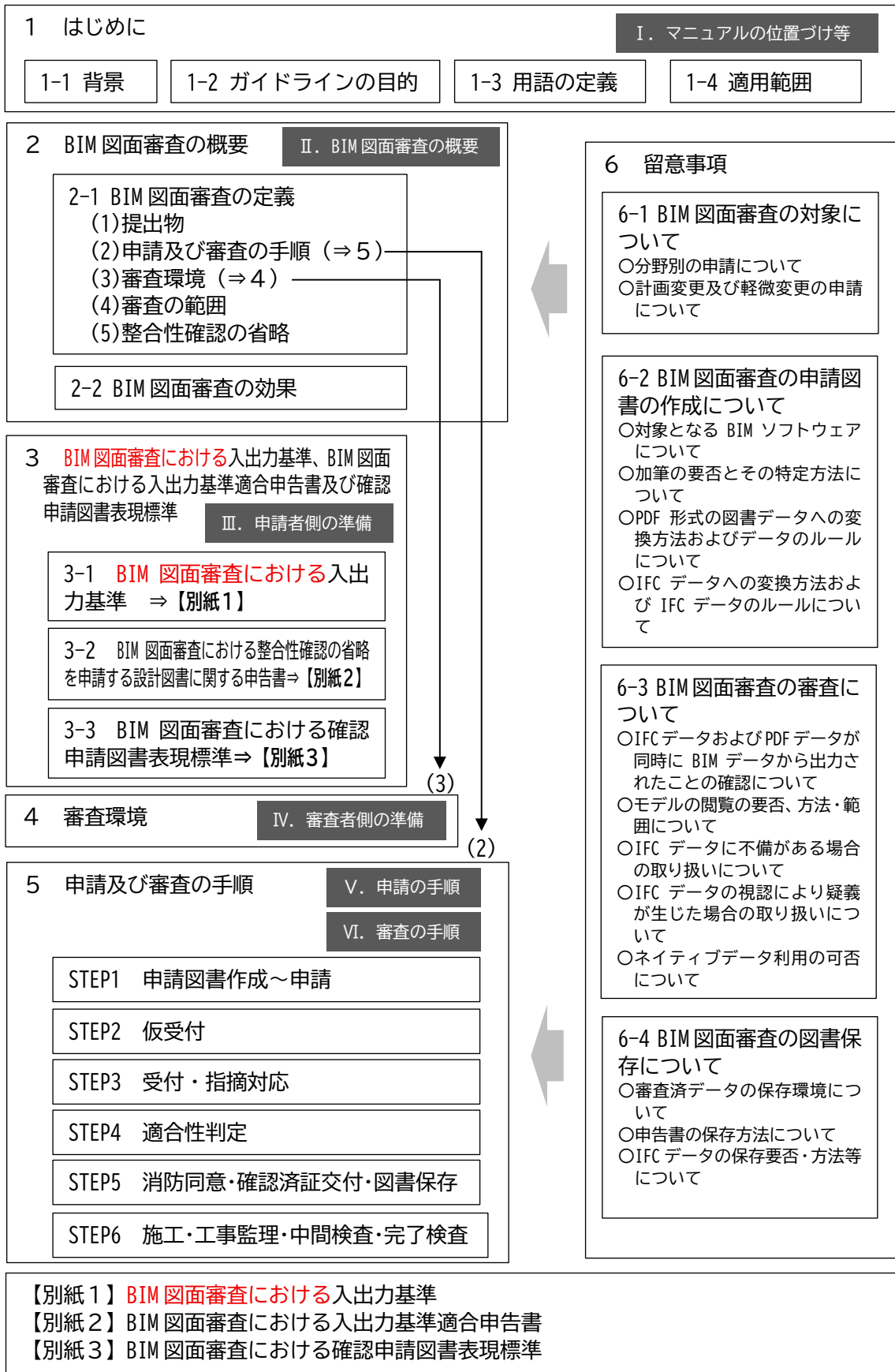
図 1-1 マニュアルの位置づけ

●本マニュアルの構成



【参考】「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」の構成

※墨塗白地のタイトルは、本マニュアルでの主な該当部分を示す。



2. 用語の定義

用語	定義
BIM (Building Information Modelling)	コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。
BIM モデル	コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。
BIM データ	BIM モデルに加え、BIM ソフトウェア上で BIM モデルから作成した図書情報や 2D による加筆（2次元加筆）も含めた全体の情報をいう。
BIM ソフトウェア	BIM データを作成するためのソフトウェアをいう。
3D モデル	縦・横・高さの3次元座標で、仮想的に3次元形状を表すモデルをいう。
2次元加筆	CAD や BIM ソフトウェアの 2D ツールなどを用いて2次元で表現することをいう。
CDE (Common Data Environment)	建築生産ライフサイクルにおいて設計・施工・製造・運用・維持管理などの各段階の関係者が、設計・施工情報（2次元、3次元、その他関連情報）を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。
ICBA 確認申請用 CDE	BIM 図面審査に用いる CDE（以下「確認申請用 CDE」という。）のうち、国の支援により開発され、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により管理される確認申請用 CDE をいう。
ICBA 電子申請受付システム	一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により整備された電子申請受付システムをいう。
IFC (Industry Foundation Classes)	buildingSMART International※ が策定する、建築業界の BIM に関する標準化されたデジタル記述のオープンな国際規格のファイルフォーマットをいう。 ※建設業界におけるデータの共有化及び相互運用を目的とし、IFC の策定や標準化活動を行う国際団体。 https://www.buildingsmart.org/
ネイティブデータ	BIM ソフトウェアで作成されたソフトウェア固有の形式の BIM データのことをいう。
BIM ビューア	BIM ソフトウェアの無い環境でも BIM データを閲覧できるソフトのことをいう。一般に、編集機能はないが、BIM モデルの回転や拡大・縮小をすることができ、任意の切断面も見ることができ、BIM モデルの属性情報も見ることができ、
BIM 図面審査	BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。
明示すべき事項	建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を施行規則第3条の3、第8条の2の2、第8条の2の5、第8条の2の6において準用する場合を含む。以下「施行規則第1条の3等」という。）に規定する図書の記載事項をいう。
整合性確認	施行規則第1条の3等に規定する図書の記載事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であることを確認することをいう。 BIM 図面審査においては、設計者の申告に基づき、その一部を省略することができる。
審査者	本ガイドライン（本マニュアル）において、確認申請の審査を行う者（建築主事若しくは建築副主事又は建築基準法第77条の24に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）をいう。
適合性判定機関	本ガイドライン（本マニュアル）において、構造計算適合性判定を行う者（都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関）及び省エネルギー消費性能適合性判定を行う者（所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関）をいう。

用語	定義
仮受付	確認申請の事前協議として、確認申請に先立ち図書を提出し、審査者が確認することをいう。
BIM 図面審査における入出力基準 (以下「入出力基準」という。)	BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法並びに BIM データを用いた PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しの方法に関する基準のことをいう。
BIM 図面審査における入出力基準適合申告書(以下「申告書」という。)	BIM 図面審査で用いる、 入出力基準を満たした入出力が可能である BIM ソフトウェア を利用し、入出力基準に従い BIM データを作成し、PDF 形式の図書及び IFC データを書き出したこと、申告された図書の記載事項が相互に整合するものであることについて、設計者が申告を行う書類をいう。
参考テンプレート	テンプレートとは、あらかじめ設定した BIM ソフトウェア上の作業環境のことをいう。参考テンプレートは、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定されたテンプレートをいう。
確認申請書様式	施行規則第 1 条の 3 等に定める別記様式 をいう。

<ガイドライン別紙 1 入出力基準における用語の定義>

BIM 図面審査における入出力基準に記載された用語

用語	定義
基準線	通り芯及び各階基準線をいう。
通り芯	柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。
各階基準線	各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線をいい、階の高さの算定根拠となるものをいう。
符号	基準線、面積の求積に用いる範囲、部材を特定するための固有の記号又は番号
軒、ひさし等	外壁から張り出した部分のうち、軒、ひさし、 パラペット 、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下をいう。
防火区画等	建築基準法施行令(以下「令」という。)第 112 条の防火区画、令第 114 条の建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁をいう。
非常用の進入口等	令第 126 条の 6 本文の非常用の進入口及び令第 126 条の 6 第二号の窓その他の開口部をいう。
オブジェクト	BIM モデルを構成する BIM の建物部材・部品等をいう。
空間オブジェクト	壁、床、屋根、天井、仮想の要素や境界線に基づいて室を区分するオブジェクトをいう。
領域を示すオブジェクト	主として面積算定の目的に応じて定義されるもので、境界線により閉じられたオブジェクトをいう。
参照	次のいずれかに該当することをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・同一ファイル内の参照：同一ファイル内の単一オブジェクトに入力した形状・属性情報を、BIM ソフトウェアの参照機能で 2 以上の分野の BIM データに表示・表記すること。 ・ファイル間の参照：他ファイルの形状・属性情報を、BIM ソフトウェアの参照機能で間接利用・連携すること(単方向または双方向)、およびその設定・同期・更新の操作。目視による再作成・トレースする行為は含まない。

(白紙)

Ⅱ. BIM 図面審査の概要

(白紙)

II. BIM 図面審査の概要

1. BIM 図面審査の定義

「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、「BIM 図面審査」は次のように定義されている。

【ガイドライン 2-1】

BIM 図面審査の定義

BIM 図面審査とは、BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。

入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書を活用することにより、図書の整合性確認を一部省略するほか、審査の参考として IFC データを活用することにより、建築確認のための申請・審査を効率的に行うことができる。

(1) 提出物

- ・ **施行規則第 1 条の 3 等に規定する**図書の記載事項に規定する図書（図面及び書類）の電子データ

- ✓ 確認申請書様式
- ✓ 入出力基準に従い作成されたネイティブデータから書き出された PDF 形式の図書。（以下「BIM 由来の PDF 図書」という。）
- ✓ BIM ソフトウェア以外のソフトウェアにより作成された PDF 形式の図書。（以下「BIM 由来でない PDF 図書」という。）

※PDF 形式の図書は、**施行規則第 1 条の 3 等に基づく**図書の種類と明示すべき事項を満たすものとする。

- ・ IFC データ

BIM 由来の PDF 図書を書き出したネイティブデータから同時に書き出された IFC 形式のデータ

- ・ BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（以下「申告書」という。）の電子データ
- ・ 各種計算書の電子データ
- ・ その他必要書類等の電子データ

(2) 申請及び審査の手順

（→ 5 申請及び審査の手順）※本マニュアルでは「V. 申請の手順」「VI. 審査の手順」が該当

(3) 審査環境

（→ 4 審査環境）※本マニュアルでは「IV. 審査者側の準備」が該当

(4) 審査の範囲

従前の建築確認における審査と同様に、図書に明示された事項に基づき審査を行うものとする。そのため、図書に明示されていない情報（IFC データのみに含まれる情報）に基づいた判断は行わない。

(5) 整合性確認の省略

入出力基準に従い作成された BIM 由来の PDF 図書に関しては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

整合性確認を省略することができる対象は、申告書に基づき確認するものとし、審査者は、入出力基準に従い BIM データが作成されたことを確認することは要しない。

なお、整合性確認の省略の対象は、省略による効果、BIM の機能、設計者の負担の程度を考慮して設定しており、省略対象の範囲は、今後の検討により拡大することがあるが、個別の設計者・審査者の判断による省略対象範囲の拡大は認めない。

BIM 図面審査とは、BIM から出力された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。

設計者は、BIM 図面審査のために定められた「BIM 図面審査における入出力基準」（Ⅲ.2.参照）に従い BIM データを作成し、確認申請時にこのデータから書き出された図書を活用することにより、確認申請図書の整合性確認を一部省略することができる。また、審査者が審査時の参考として 3次元形状の BIM モデル（IFC データ）を閲覧することにより、申請建物の形状理解を早め、結果審査を効率的に行うことができる。

（1）提出物

BIM 図面審査の申請の方法においては、ICBA 電子申請受付システムを利用することを標準とする（V.申請の手順 参照）。申請者は、確認申請時に次の提出物（確認申請図書等）を電子データとして準備し、審査機関等に提出する。

1）建築基準法施行規則に規定する申請図書等

建築基準法施行規則第 1 条の 3（確認申請書の様式）、第 2 条の 2（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）又は第 3 条（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）に規定する図書（図面及び書類）の電子データで、確認申請書様式と、BIM データから出力された PDF 形式の図書（以下「BIM 由来の PDF 図書」という。）及びその他必要となるそれ以外の PDF 形式の図書（以下「BIM 由来でない PDF 図書」という。）に分けられる。

2）IFC データ

1）で「BIM 由来の PDF 図書」を書き出した BIM データと同じものから同時に書き出された IFC 形式のデータ

3）BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（以下「申告書」という。）

設計者が、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったこと等について申告する書類の電子データ

4）各種計算書その他必要書類等

確認申請において求められる各種計算書やその他 1）～3）以外で必要となる書類の電子データ

（2）申請及び審査の手順

BIM 図面審査は、（3）で示す審査環境において、ガイドライン「5 申請及び審査の手順」（本マニュアルでは「V.申請の手順」「VI.審査の手順」）にもとづき申請・審査を行う。

（3）審査環境

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。具体的にはガイドライン「4 審査環境」（本マニュアルでは「IV.審査者側の準備」）による。

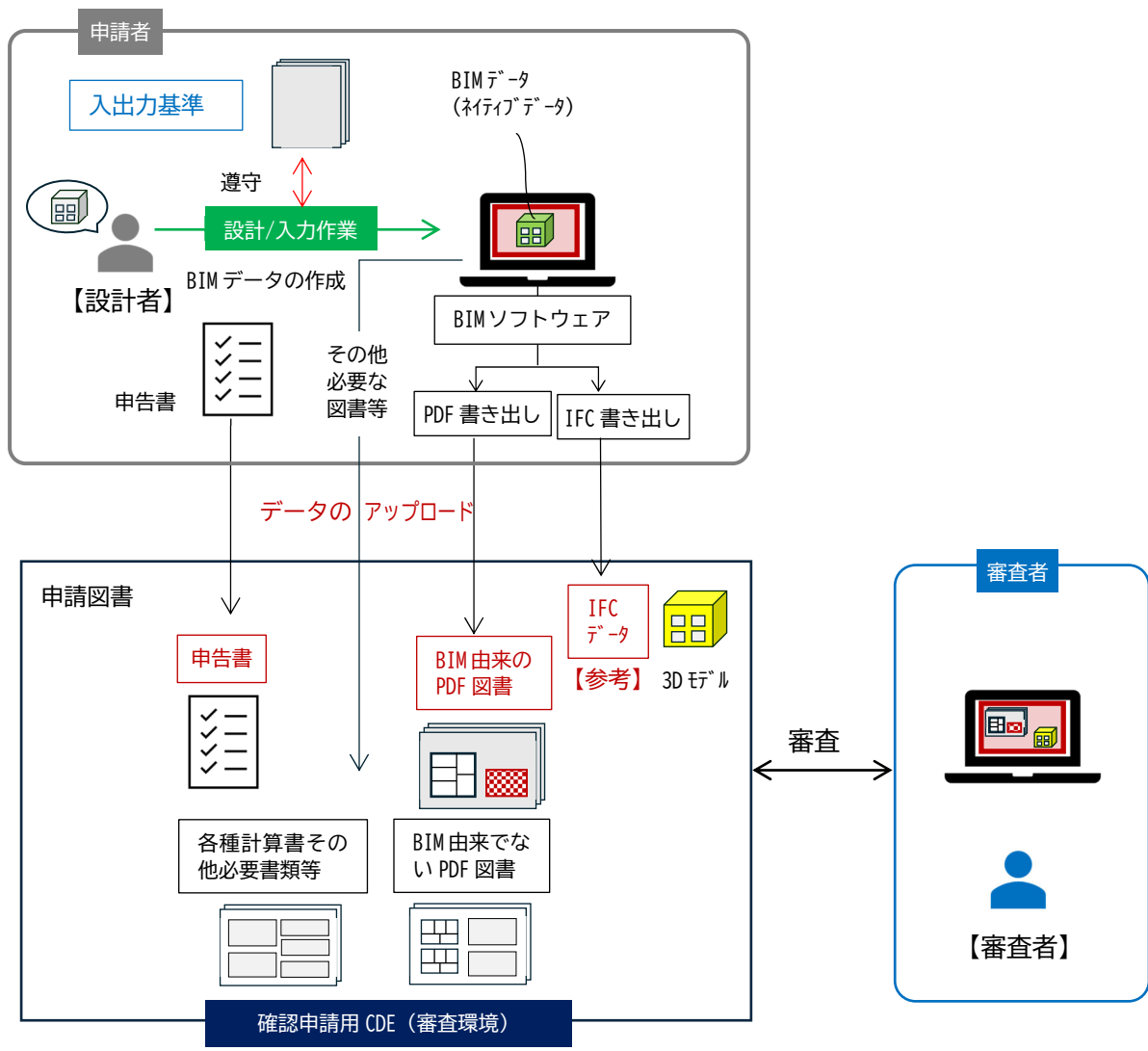
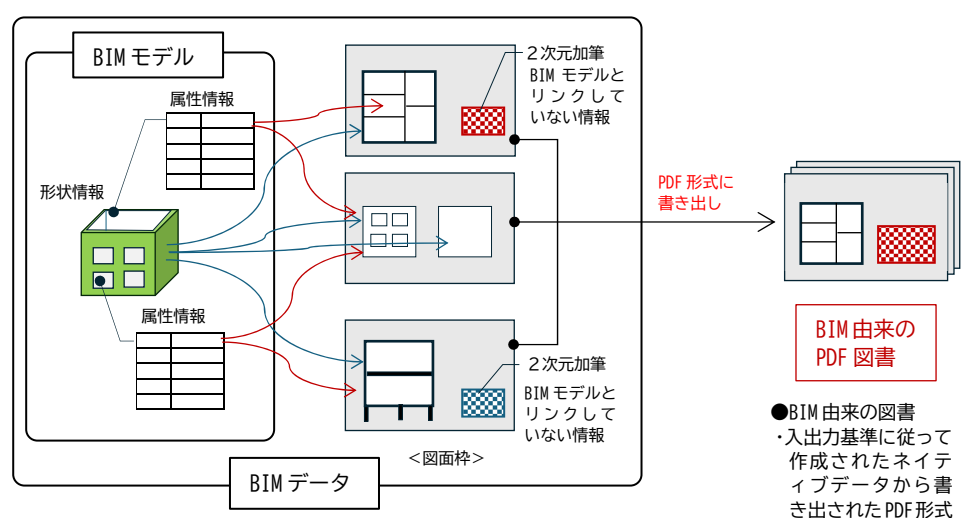


図 2-1 BIM 図面審査で必要となる提出物と申請・審査のイメージ

- BIMモデル※
・コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。
 - BIMデータ※
・BIMモデルに加え、BIMソフトウェア上でBIMモデルから作成した図書情報や2Dによる加筆(2次元加筆)も含めた全体の情報をいう。
- ※用語の定義参照



- BIM由来の図書
・入出力基準に従って作成されたネイティブデータから書き出されたPDF形式の図書。

図 2-2 BIMモデルとBIMデータの概念

2. BIM 図面審査の適用について

①BIM 図面審査の適用範囲

ガイドラインは、建築基準法（以下「法」という。）にもとづく以下の手続きに BIM 図面審査を行う場合に適用するとされている。

- ・確認申請（法第 6 条第 4 項、法 6 条の 2 第 1 項）
- ・計画通知（法第 18 条第 3 項及び第 4 項）
- ・用途変更（法第 87 条第 1 項）
- ・建築設備（法第 87 条の 4）
- ・工作物（法第 88 条第 1 項及び第 2 項）

すなわち、上記の手続きを行う場合に BIM 図面審査を適用することができる。

また、BIM 図面審査は計画変更及び軽微変更についても適用が可能である。この場合、当該申請の直前に行った申請（以下「前願」という。）の申請方法により対応が異なるため留意を要する。

1) 前願が BIM 図面審査の場合

前願が BIM 図面審査の場合、計画変更や軽微変更についても、前願同様に BIM 図面審査として申請することができる。

変更申請の図書については、前願の確認申請図書を作成した BIM データを修正して作成し、変更前の図書と変更後の図書がともに同じ BIM データから出力されたものである場合は、整合性確認の省略が可能となる。この場合は、後述する手順に従い申告書を提出する。

2) 前願が BIM 図面審査ではない場合

変更申請の申請図書を、後述する BIM 図面審査の手順に従い作成した場合、変更後の図書間に限り整合性確認の一部省略が可能となる。

②BIM 図面審査として取り扱う範囲

BIM 図面審査は、意匠設計、構造設計、設備設計など、分野を特定して申請・審査を行うことができる。このため、申請者は、BIM 図面審査として取り扱うことができる範囲を明示しておく必要がある。

後述する申告書は、それぞれ分野ごとに構成されており、BIM 図面審査を申請する分野については、当該チェックリストとともに、当該 BIM データから出力された PDF 形式の図面及び IFC データを提出し、その他の分野については「BIM 由来でない PDF 図書」として提出することとなる。

【ガイドライン「1-4 適用範囲」】

適用範囲

本ガイドラインは、建築基準法第6条第4項並びに法第18条第3項及び第4項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する審査並びに法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査において、BIM 図面審査を行う場合に適用する。（→6-1 BIM 図面審査の対象について）

【ガイドライン「6-1 BIM 図面審査の対象について」】

○計画変更および軽微変更の申請について

BIM 図面審査は、計画変更及び軽微変更にも適用が可能である。当該申請の直前に行った申請（以下「前願」という。）により対応が異なるため、以下の事項に留意されたい。

□前願が BIM 図面審査の場合、計画変更及び軽微変更についても同様に BIM 図面審査として申請が可能である。

・前願の BIM データを修正して作成し、変更前後の図書がともに BIM データから書き出された場合は、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項については、変更後の図書間における整合性確認の省略に加え、変更にかかる図書とそれ以外の図書間における整合性確認の省略が可能となる。

□前願が BIM 図面審査でない場合、以下の条件に基づき BIM 図面審査としての申請が可能である。

・変更後の図書を BIM データから書き出した場合、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、変更後の図書間における整合性確認の省略が可能となる。

【ガイドライン「6-1 BIM 図面審査の対象について」】

○分野別の申請について

BIM 図面審査として取り扱う範囲については、申告書により申告するものとする。そのため、意匠・構造・設備など、それぞれの分野単独で BIM 図面審査として申請することが可能である。

この場合、BIM 図面審査の対象となる分野の図書については、BIM データを作成して当該 BIM データから書き出された PDF 及び IFC データを提出し、その他の分野については BIM 由来でない PDF 図書として PDF 形式の図書を提出することとする。

3. BIM 図面審査の流れ

BIM 図面審査の基本的な流れを以下に示す。各段階の詳細はV、VI章で解説する。
 なお、以下のフローは概ねの流れを示したもので、詳細は各節を確認のこと。

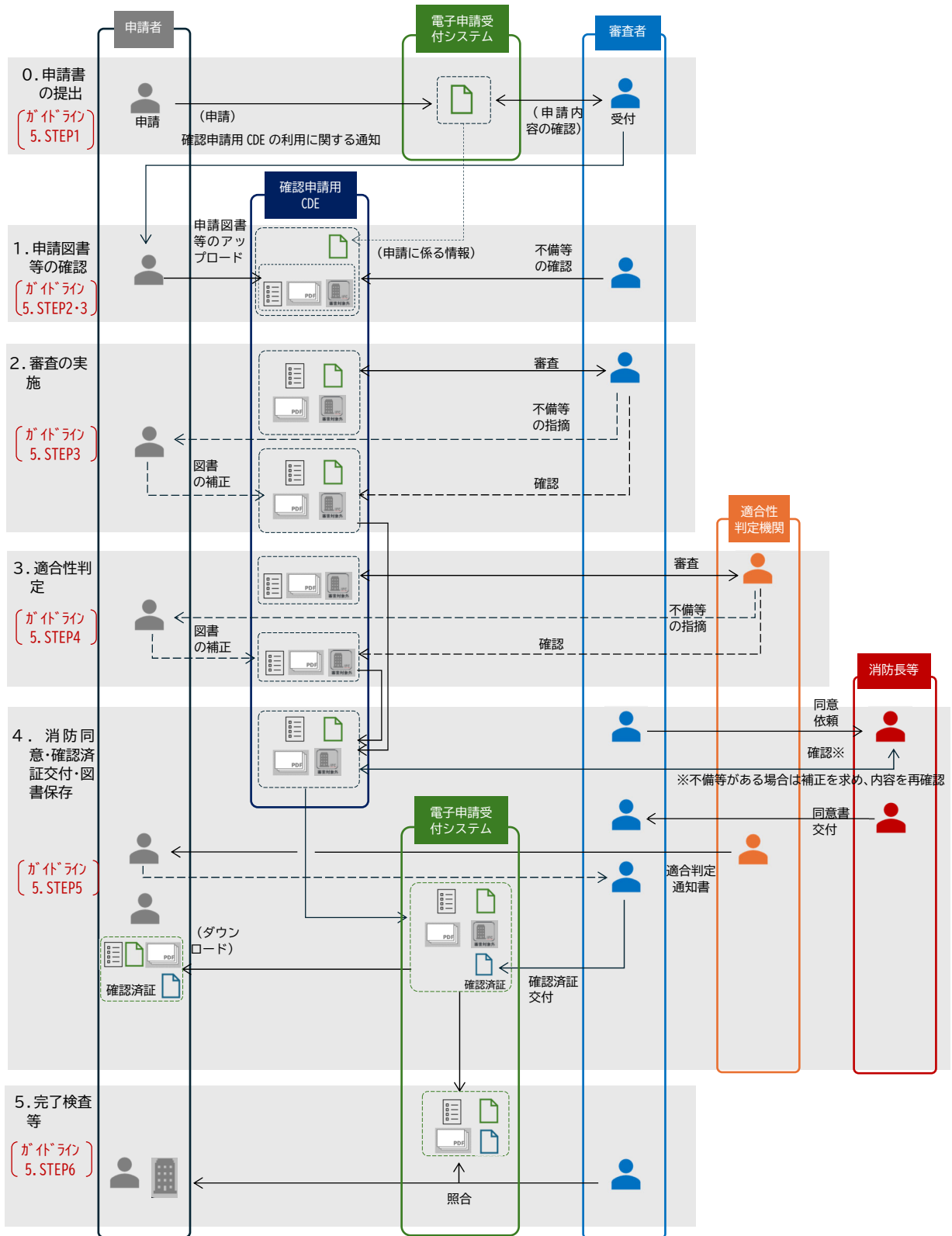


図 2-4 BIM 図面審査の流れ

(白紙)

Ⅲ. 申請者側の準備

(白紙)

Ⅲ. 申請者側の準備

1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成

BIM 図面審査では、建築確認の審査において審査者が設計者の申告に基づき、申請図書の整合性確認の一部省略を行うことができる。この場合、設計者は BIM データの作成において一定のルールにもとづき BIM モデルの入出力を行う必要がある。また、申請時に、確かに基準どおりに入出力が行われたことを申告し、入出力基準に従い作成した図書の記載事項を明示する必要がある。(図 3-1 参照)

設計者は手戻りのないよう、入出力基準に従い申請図書を作成することが求められる。

●BIM 図面審査による申請を想定した BIM データの作成

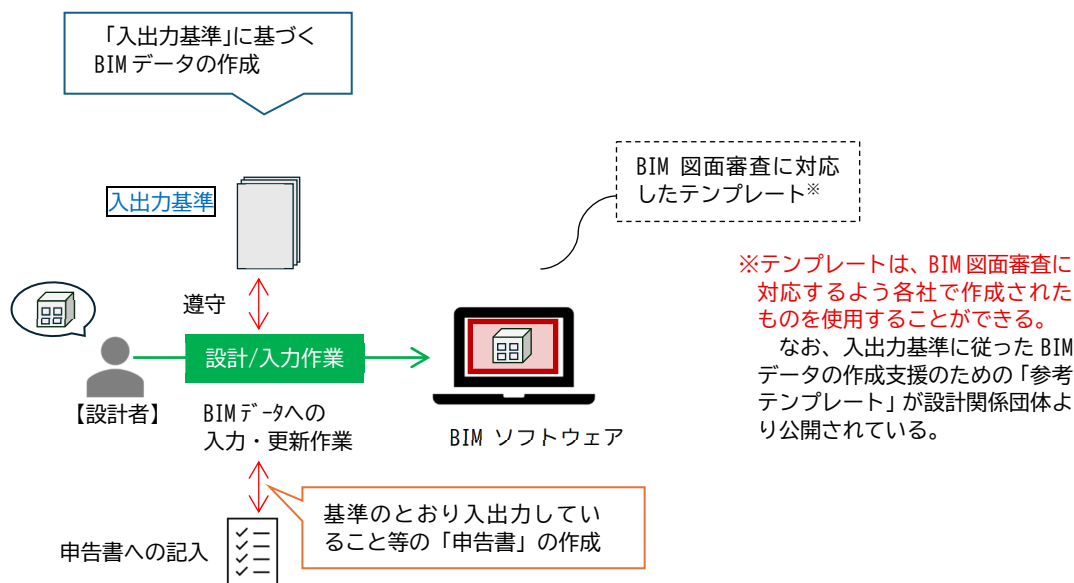


図 3-1 BIM 図面審査を想定した BIM データの作成

2. 「入出力基準」の概要

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関し、情報を「入力」する方法、及び情報を「出力（表示や表記）」する方法を定めたものである。

入出力基準には以下の 2 つの事項が基準として定められている。

- ① BIM データの「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法
- ② BIM データを用いた PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しの方法

このような基準にもとづき BIM の特性を生かした入力・出力を行うことにより、原理的に整合性の図られた図書等の作成が可能となる。

審査者は、設計者の申告書にもとづき整合性確認の省略を行うことができるが、入出力基準では、次の行為を行った場合は BIM 図面審査において「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として申告することはできない。

○記載事項の整合性が確保されないオブジェクトの使用等

- ・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
- ・形状・属性情報と表示（図表現）・表記が整合しないオブジェクトを使用すること

○値の改変等

- ・属性情報から表記された寸法値・数値の改変を行うこと
- ・BIM の機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと
- ・BIM の機能によりオブジェクトの情報をを用いた計算を行う際に、計算式・計算結果の改変を行うこと

○2次元加筆

- ・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

○その他

- ・BIM データと連動しない入出力を行うこと

入出力基準にもとづく具体的な入力・出力の方法などについては、「BIM 図面審査における入出力基準の解説」が公開されているので、参考にされたい。

また、設計関係団体において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定が行われた参考テンプレートが提供されているので、参考にされたい。（V章「2.申請図書（図面）の作成・提出」参照）

【ガイドライン 3-1】

BIM 図面審査における入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準であり、BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法に関する基準と、BIM データを用いた PDF 形式の図書および IFC データの書き出しの方法に関する基準を定めたものである。入出力基準では、BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記（＝出力）」方法を定めており、入出力基準に従い、BIM の基本機能を用いてオブジェクト形状の表示やオブジェクトに入力した属性情報の表記を行うこと、また、オブジェクトにより算出された数値や計算結果の表記を行うことにより、当該事項について図面間の整合性が確保されるものである。

BIM 図面審査においては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、設計者の申告に基づき、整合性確認を省略することができる。

具体の基準は、別紙 1 で定める。なお、設計関係団体において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定された参考テンプレートが提供されている。

テンプレートの使用については、入出力基準を満たすことができるものであれば、任意のテンプレートを使用することができる。また、当該テンプレートが基準に適合するものであることを、審査者が確認することは要しない。

●入出力基準 目次構成

- 1 はじめに
 - 1-1 用語の定義
 - 1-2 入出力基準の概要
- 2 入出力基準（総則）
 - 2-1 入出力方法に関する基準
 - 2-2 PDF形式の図書およびIFCデータの書き出し方法に関する基準
- 3 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）
 - 3-1 意匠分野
 - 3-2 構造分野
 - 3-3 設備分野

入出力基準については、意匠、構造、設備（機械設備、電気設備）の分野ごとに基準が規定されている。また、構造、設備（機械設備、電気設備）の分野については、それぞれの分野に関する事項に加え、意匠図との整合性に関する事項が規定されている。

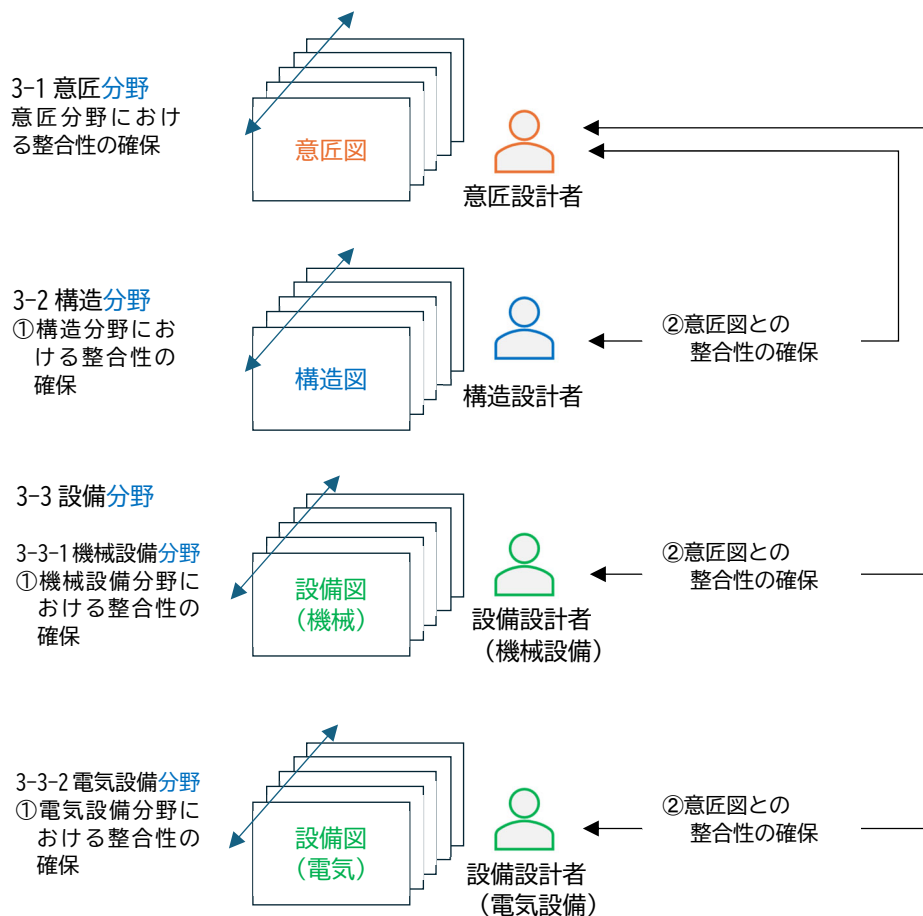


図 3-3 入出力基準の構成

各分野における入出力基準の項目は表 3-1-1～4 のとおりである。詳しくは「BIM 図面審査における入出力基準の解説」を参照のこと。

表 3-1-1 意匠分野の入出力基準

分野	大項目	基準項目
意匠	敷地関係	意-001 敷地境界線 意-002 地盤面及び平均地盤面
	基準線関係	意-003 方位 意-004 通り芯 意-005 各階基準線
	建築要素	意-006 外壁 意-007 間仕切壁 意-008 柱 意-009 各階の床、屋根、軒及びひさし等 意-010 各階の天井 意-011 開口部
	領域・空間要素	意-012 各室の用途 意-013 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-014 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	防火・避難関係	意-015 防火区画等（令第 112 条及び令第 114 条の規定） 意-016 防煙壁による区画（令第 126 条の 2 の規定） 意-017 防火設備等 意-018 非常用の進入口等 意-019 令第 126 条第 1 項に規定する手すり壁、さく又は金網

表 3-1-2 構造分野の入出力基準 ※別途「共通事項」に係る規定あり

分野	大項目	基準項目
構造	基準線関係	共通-001 通り芯 共通-002 各階基準線
	建築要素 (基礎)	基礎-001 基礎ぐい 基礎-002 基礎
	建築要素 (鉄筋コンクリート造)	RC-001 柱 RC-002 大ばり RC-003 小ばり RC-004 床版(デッキ床含む) RC-005 屋根版 RC-006 耐力壁 RC-007 非耐力壁
	建築要素 (鉄骨造)	S-001 柱 S-002 大ばり S-003 小ばり S-004 斜材

表 3-1-3 機械設備分野の入出力基準 ※別途「共通事項」に係る規定あり

分野	大項目	基準項目
機械 設備	敷地関係	機-001 敷地境界線
	基準線関係	機-002 通り芯
	建築要素	機-003 外壁
		機-004 間仕切壁
		機-005 柱
		機-006 開口部
	領域・空間要素	機-007 各室の用途
防火・避難関係	機-008 防火区画等（令第 112 条及び令第 114 条の規定）	
	機-009 防煙壁による区画（令第 126 条の 2 の規定）	
設備要素	機-010 給気機及び排気機	
	機-011 排煙設備	

表 3-1-4 電気設備分野の入出力基準 ※別途「共通事項」に係る規定あり

分野	大項目	基準項目
電気 設備	敷地関係	電-001 敷地境界線
	基準線関係	電-002 通り芯
	建築要素	電-003 外壁
		電-004 間仕切壁
		電-005 柱
		電-006 開口部
	領域・空間要素	電-007 各室の用途
防火・避難関係	電-008 防火区画等（令第 112 条及び令第 114 条の規定）	
設備要素	電-009 非常用の照明装置	

3. 「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の概要

BIM 図面審査における入出力基準適合申告書は、ガイドラインの別紙2に参考様式が示されているが、具体的様式は各確認検査機関等で定めることとなるため、申請を行う確認検査機関等にあらかじめ確認しておく必要がある。

申告書は、第一面の鑑（設計者等に係る申告等）の部分と、第二面～五面の意匠、構造、設備ごとの入出力基準に係る申告書で構成される。

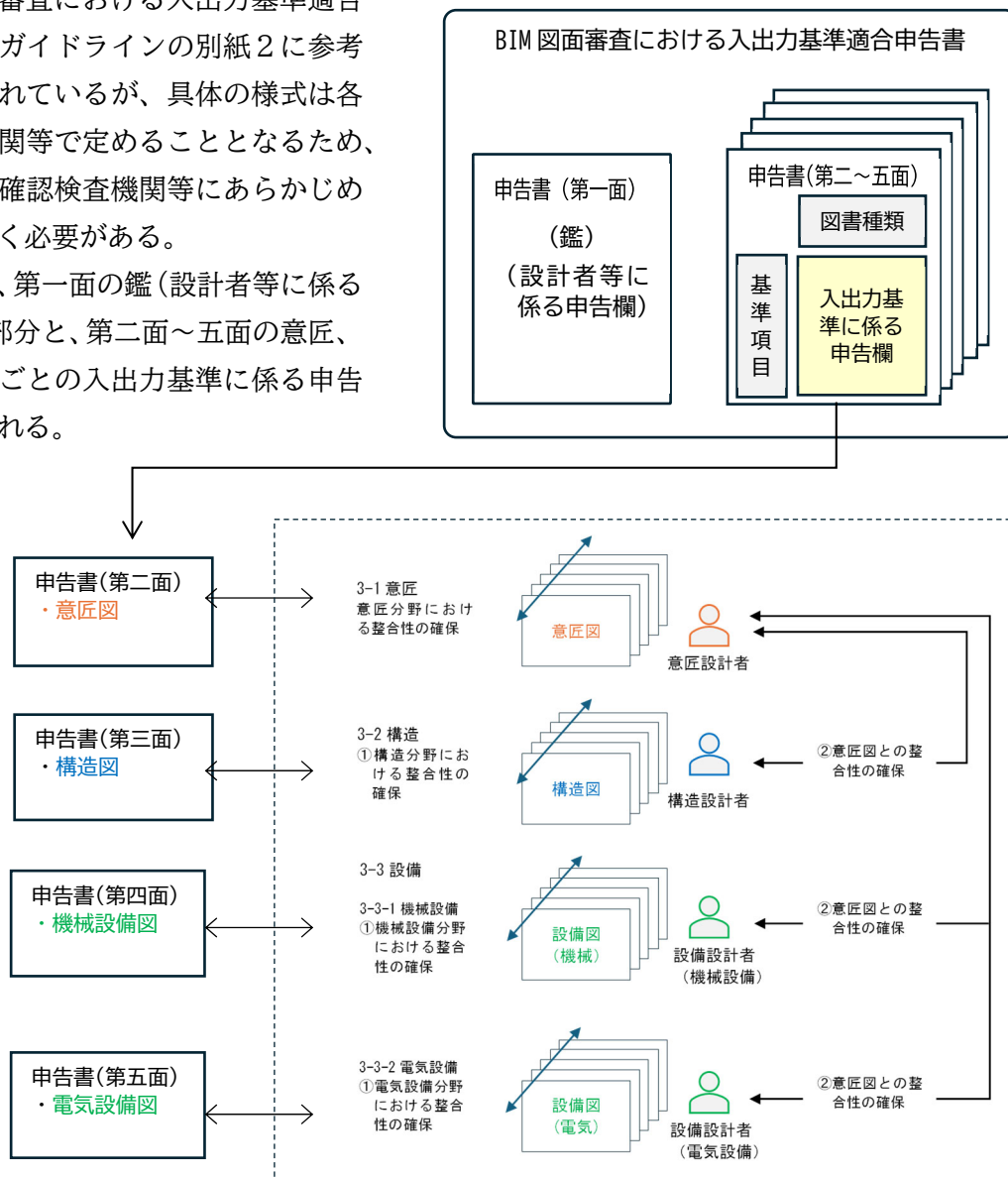


図 3-4 入出力基準の構成と申告書との関係

【ガイドライン 3-2】

BIM 図面審査における入出力基準適合申告書申告書

申告書は、BIM 図面審査で用いる、**入出力基準を満たした入出力が可能である BIM ソフトウェア**を利用し、入出力基準に従い BIM データを作成し、PDF 形式の図書及び IFC データを書き出したこと、申告された図書の記載事項が相互に整合するものであることについて、設計者が申告を行う書類をいう。入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書については、申告書に基づき、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

具体的様式は、別紙2で定める。なお、当該様式は参考様式であり、指定確認検査機関及び特定行政庁（以下「確認検査機関等」という。）においてこれに準じて定めることができる。

申告書は、設計者が入出力基準に従い BIM モデルを作成し、当該 BIM モデルから PDF 形式の図書及び IFC データを書き出したこと、また、その結果として申告対象とする明示すべき事項等が原理的に相互に整合するものであることについて、申告するものである。

図 3-6 に具体的な手順（フロー）を示すが、審査者は申告書をもって整合性確認を省略することとなるため、設計者は申請図書において入力や出力（表示・表記）にミス等がないか、さらに申告書において申告内容が正しく記載され、設計者の意図が適切に伝わっているか等について確認することが求められる。（後述する申告書の記載方法等参照）

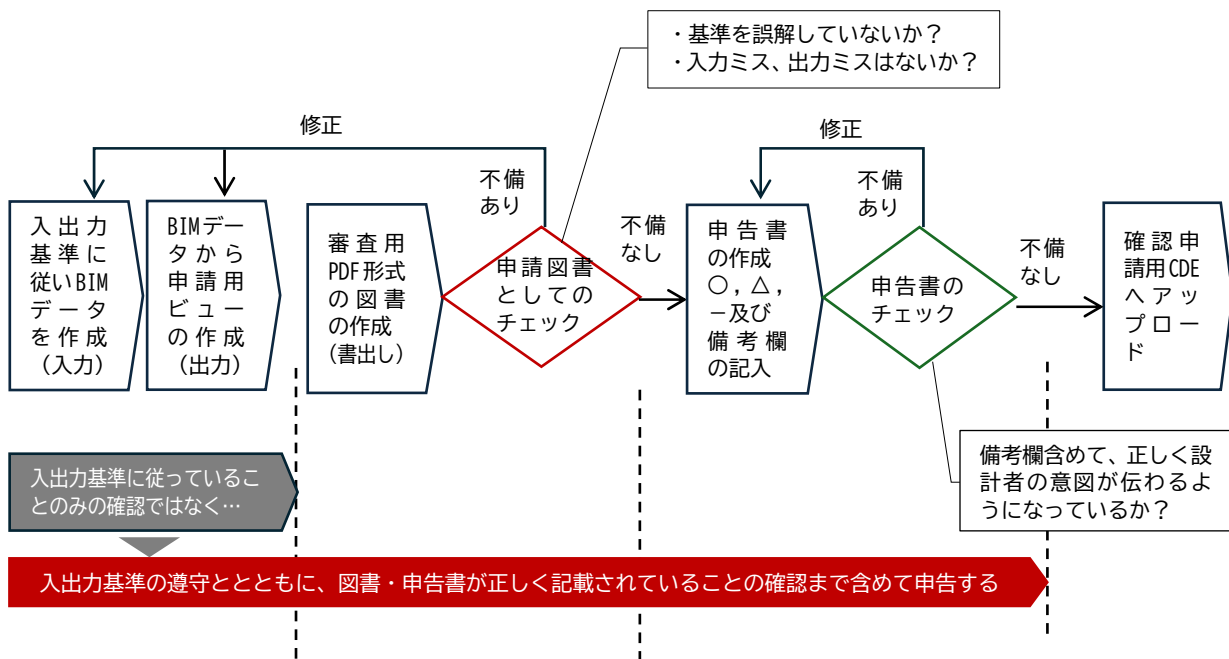


図 3-5 入出力基準にもとづく BIM モデルの作成等と申告書の作成手順

申告書の第1面の様式は図3-6のとおりである。

設計者は、確認申請書第二面3欄のうち、当該申告を行う設計者氏名を記入する。

1. は、建築物の名称又は工事名を記入する。
2. は、入出力基準に従い作成した図書の種類ごとに、申告を行う設計者の氏名を記載する。
3. は、2. の図書の種類に応じ、PDF形式の図書及びIFCデータの作成に使用したBIMソフトウェア名とそのバージョン（アップデート名は不要）を記載する。

○申告書第1面（鑑）

別紙2

BIM図面審査における入出力基準適合申告書
(第一面)

年 月 日

建築主事等 又は 指定確認検査機関 様

代表となる設計者氏名

以下について、申告します。この申告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

- ① 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これら規定を第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書、又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定（これら規定を第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）による通知書の添付図書のうち第二面以降に申告する図書は、入出力基準を満たした入出力が可能であるBIMソフトウェアを利用し、「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン 別紙1 入出力基準」に従いBIMデータを作成し、PDF形式の図書及びIFCデータを書き出したものであること。
- ② 第二面以降に申告する図書の入出力基準に従い作成した明示すべき事項等（以下「明示すべき事項等」という。）に係る記載事項は、相互に整合するものであること。

1. 建築物の名称又は工事名

--

2. 申告する図書を作成した者

図書の分野	設計者氏名

3. 申告する図書を作成したBIMソフトウェア名等

図書の分野	BIMソフトウェア名とそのバージョン

【申告書第一面に関する注意事項】

- ① 数字は算用数字を用いてください。
- ② 「代表となる設計者氏名」欄には、確認申請書第二面3欄のうち当該申告の代表となる設計者の氏名を記入してください。
- ③ 2欄には、申告する図書の分野（例：意匠、構造、機械設備、電気設備）ごとに、確認申請書第二面3欄のうち当該申告を行う設計者の氏名を記載してください。
- ④ 3欄には、申告する図書の種類ごとに、PDF形式の図書データおよびIFCデータの作成に使用したBIMソフトウェア名とバージョン（アップデート名は不要）を記載してください。

図3-6 申告書の様式（第一面）

申告書第2面以降の様式は図3-7のとおりである（表側に入出力基準の項目、表頭を図書の名称の場合）。表側が入出力基準の項目（明示すべき事項等）、表頭が図書の種類となっており、設計者は入出力基準の項目毎に、基準に従い入出力を行ったかどうかについて、表頭の図書ごとに○△-の記号を付す様式となっている。

なお、当該申告書の様式は参考様式であり、各確認審査機関等が審査事務に応じて個別に様式を定めることもできる。このため、特に第二面以降の様式については確認審査機関等で異なること（例えば図3-7において、①と②と反転する等）もあることから、申請する各確認審査機関等の取扱いを事前に確認しておく必要がある。

○申告書第2面以降

入出力基準の項目（明示すべき事項等）		入出力基準に従い作成した図書・申告事項												
番号	細目	図書名										備考		
		配置図	建築面積 積求積図・ 算定表	延床面積 積求積図・ 算定表	1階 平面図	2 3階 平面図	屋根 伏図	立面 図	断面 図	防火・防 煙区画 面積積 求積図・ 算定表	採光・換 気計算 図・算定 表			
意-001	敷地境界線 ①	①位置及び形状	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	④
		②各辺の長さ	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
		③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		④種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別）	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
意-002	地盤面及び平均地盤面	①位置及び形状	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
		②地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
		③符号	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	

図3-7 申告書第二面以降の様式（図は第二面（意匠関係）のもの）

①入出力基準に従い作成した部分

「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン 別紙1：入出力基準」で示されている基準の番号、入出力基準に従い作成した明示すべき事項等、細目と同一のものとしている。入出力基準の項目と一致させる必要があるため、これを改変したり追加したりしてはならない。

ただし、申請する図書において該当する基準項目がない場合や入出力基準に従っていない項目については、当該項目を削除（行削除）してもよい。

②入出力基準に従い作成した図書

原則として申告対象とする図書のみを記載する。

設計図書名は、審査者が該当する図書を特定できるよう対象とする当該申請に係る図書の名称と一致させる。

なお、対象とする図書が複数あり、入出力基準ごとに該当する図書が特定できる場合は、申告書に記載する図書の名称をまとめた表現としても差し支えない。

(例：「2階平面図」「3階平面図」「4階平面図」⇒「2階～4階平面図」等)

③入出力基準に係る申告欄

設計者は、入出力基準の項目（明示すべき事項等）毎に、入出力基準に従い作成された図書であるかどうかについて、次の要領で○、△、－の記号を付す。

○：表側の明示すべき事項等について、全ての部分において入出力基準に従い作成した図書で、相互に整合することを申告する場合は、当該図書の欄に○を付す。なお、1の図書に含まれる図表の内容が相互に整合している場合は、その図書のみ「○」を付すこととなる。

－：以下のいずれかに該当する図書には－を付す。

イ) 入出力基準に従い作成した図書であることを申告しない図書

ロ) 当該「明示すべき事項等」を記載していない図書

△：表側の明示すべき事項等について、一部において基準に従い作成し、相互に整合することを申告する場合は、当該図書の欄に△を付す。この場合、入出力基準に従っている部分とそうでない部分とが混在しているため、基準に従っていない部分が識別できる情報を備考欄に必ず記載すること。

なお、空白は記載漏れとなるので、必ず○、△、－のいずれかの記号を付すものとする。

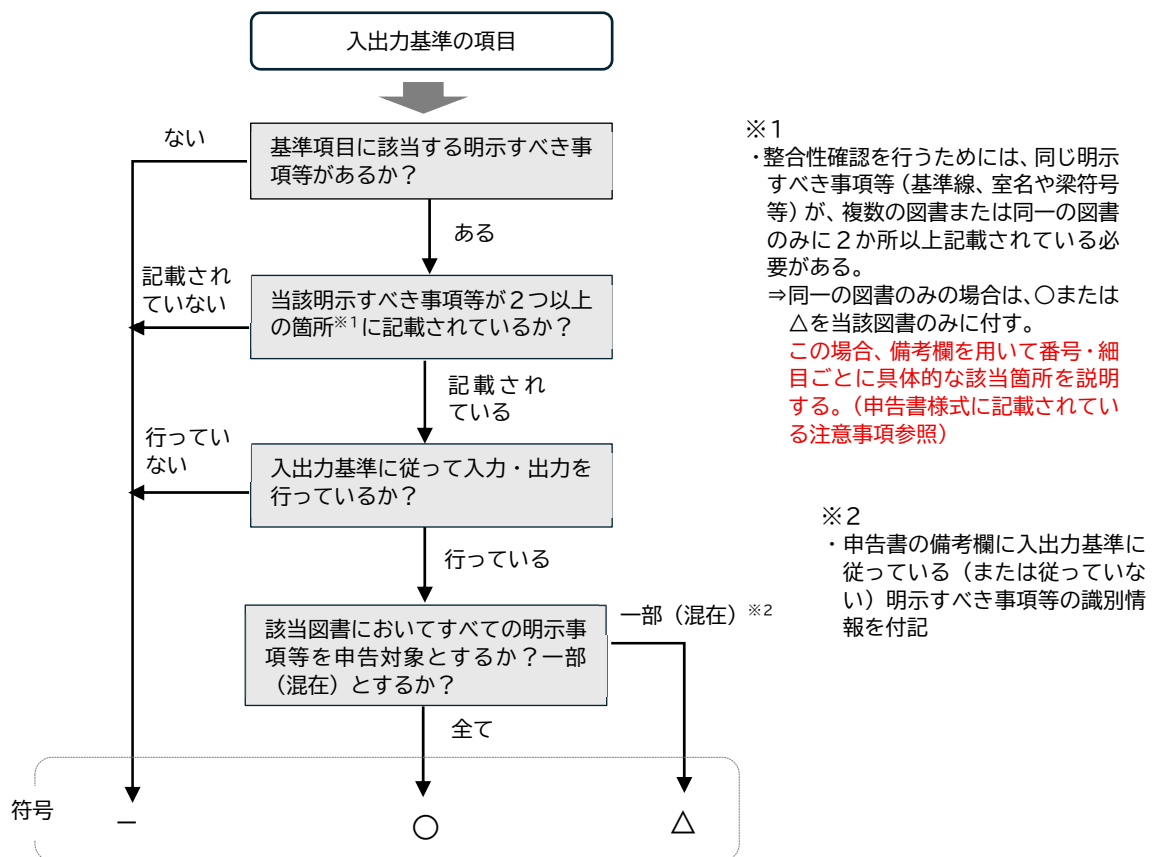


図 3-8 申告欄の記載フロー

④備考欄

入出力基準の項目について、部分的に入出力基準に従っていない図書がある場合、その他審査者への伝達事項等がある場合はその旨を備考欄に記載する。具体的には次のような記載方法が考えられる。なお、例3、例4は必ずしも図面に直接識別情報（注記や凡例等）が記載されないことに留意する必要がある。

例1) 入出力基準に従っていない部分について、図面に色を付けて表示

「…〇〇図において、申告しない部分をピンク色で表示している。」（図3-8参照）

例2) 入出力基準に従っていない部分について、図面に囲み枠を付す

「…〇〇図において、囲み枠で表示している」

例3) 入出力基準に従っていない部分について、限定列挙する

「…〇〇図において、△△、◇◇については入出力基準に従っていない」

例4) 入出力基準に従っていない部分について、別図で示す。

「…〇〇図において、別図で示す雲マークの部分については入出力基準に従っていない」

【参考】 申告書の様式[第2面]の例示〔表側に図書の名称、表頭に入出力基準の項目の場合〕

図書名	番号	意-001				意-005			意-006	意-007	意-008	意-013	意-014	備考
	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	敷地境界線				各階基準線			外壁	間仕切壁	柱	寸法及び積算式	床面積の積算に必要建築物の各部分の寸法及び積算式	
	細目	①位置及び形状	②各辺の長さ	③敷地面積の積算に必要な敷地の各部分の寸法及び積算式	④種別	①位置及び形状	②各階基準線間の寸法	③符号	①位置及び形状	①位置及び形状	①位置及び形状			
配置図		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建築面積積算図・算定表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	意-013 申告対象：求積図の求積範囲・記号と算定表の記号・求積範囲から自動計算した面積
延床面積積算図・算定表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	意-014 申告対象：求積図の求積範囲・記号と算定表の記号・求積範囲から自動計算した面積
各室床面積積算図・算定表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	意-014 申告対象：求積図の求積範囲・記号と算定表の記号・求積範囲から自動計算した面積
1階平面図		○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
2～3階平面図		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
立面図		-	-	-	-	△	△	△	○	-	-	-	-	申告対象外：赤字・赤線で記載した各階基準線
断面図		-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	
:														

※ BIMモデルに付加的に加筆された情報（2次元加筆）の取り扱いについて

PDF形式の図面に表記された文字や数値等の情報は、BIMモデルで共有されている情報とBIMモデルに付加的に加筆された情報（2次元加筆）とがある。

BIM図面審査の申請図書において、2次元加筆を全て禁ずるものではないが、ガイドラインにおいては、整合性確認の省略を行う事項については、データと連動しない2次元加筆を行ってはならないとされている。ここでいう2次元加筆とは、BIMモデルに含まれない情報の加筆であり、このような場合は、BIM図面審査による整合性確認の省略を行うことができず、通常の審査と同様の整合性確認を行うこととなる。

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○加筆の要否とその特定方法について

PDF形式の図書によるBIM図面審査においては、PDF形式の図書の記載事項が、BIMモデルから作成した情報であるか、2次元加筆された情報であるかにより、図面間の整合性の確保のされやすさに違いがある。

そのため、入出力基準においては、入出力基準に従い作成した図書の記載事項においては、BIMデータと連動しない2次元加筆を行ってはならないこととされている。

なお、入出力基準に従い作成した図書の記載事項に該当しない項目（整合性確認の省略対象外となる項目）についてはこの限りでない。

データと連動しない2次元加筆を行った場合、当該事項は通常の整合性確認を行う対象となる。

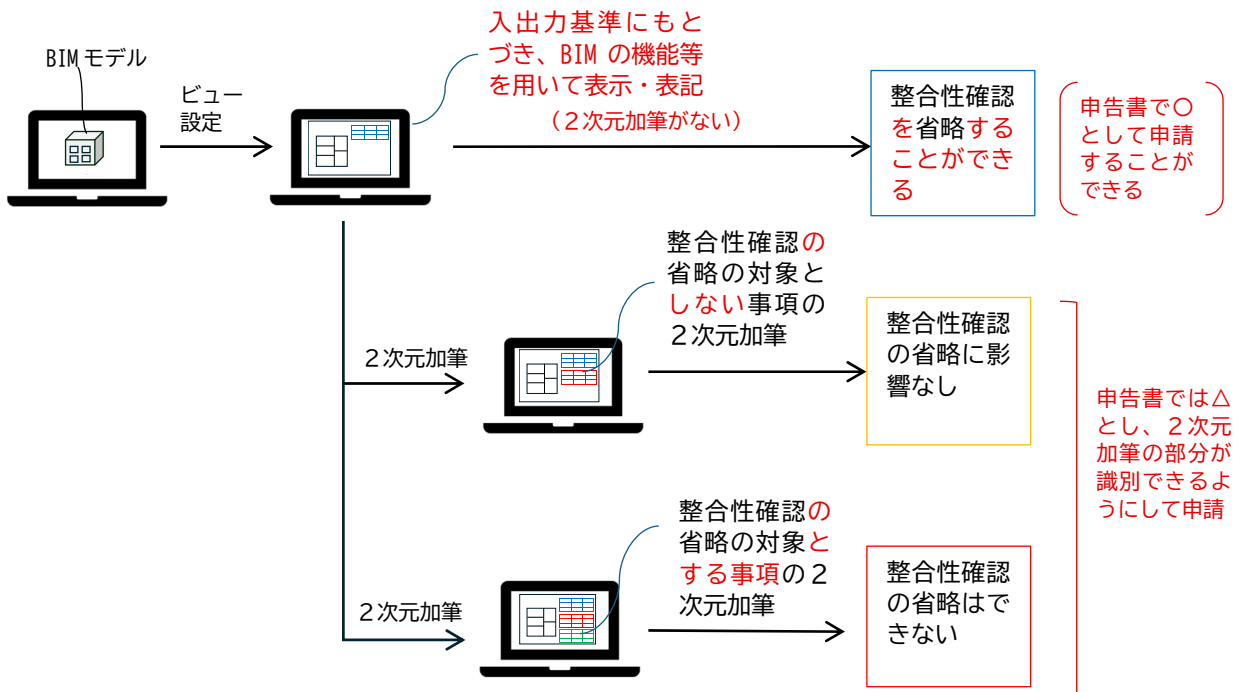


図 3-10 2次元加筆のパターン

●入出力基準に従ったものとして申告できない2次元加筆の具体例

例えば、各室の「面積」と「室名等」を表示するときに、入出力基準に従い BIM データの空間オブジェクトの属性情報として「面積」を自動表示する場合（例えば図中①）と、BIM モデルの属性情報によらずに「室名等」を加筆する場合（例えば図中②）とがあった時に、②の方は BIM モデルと連動していない加筆された情報であり、当該事項は入出力基準に従ったものとして申告できない。

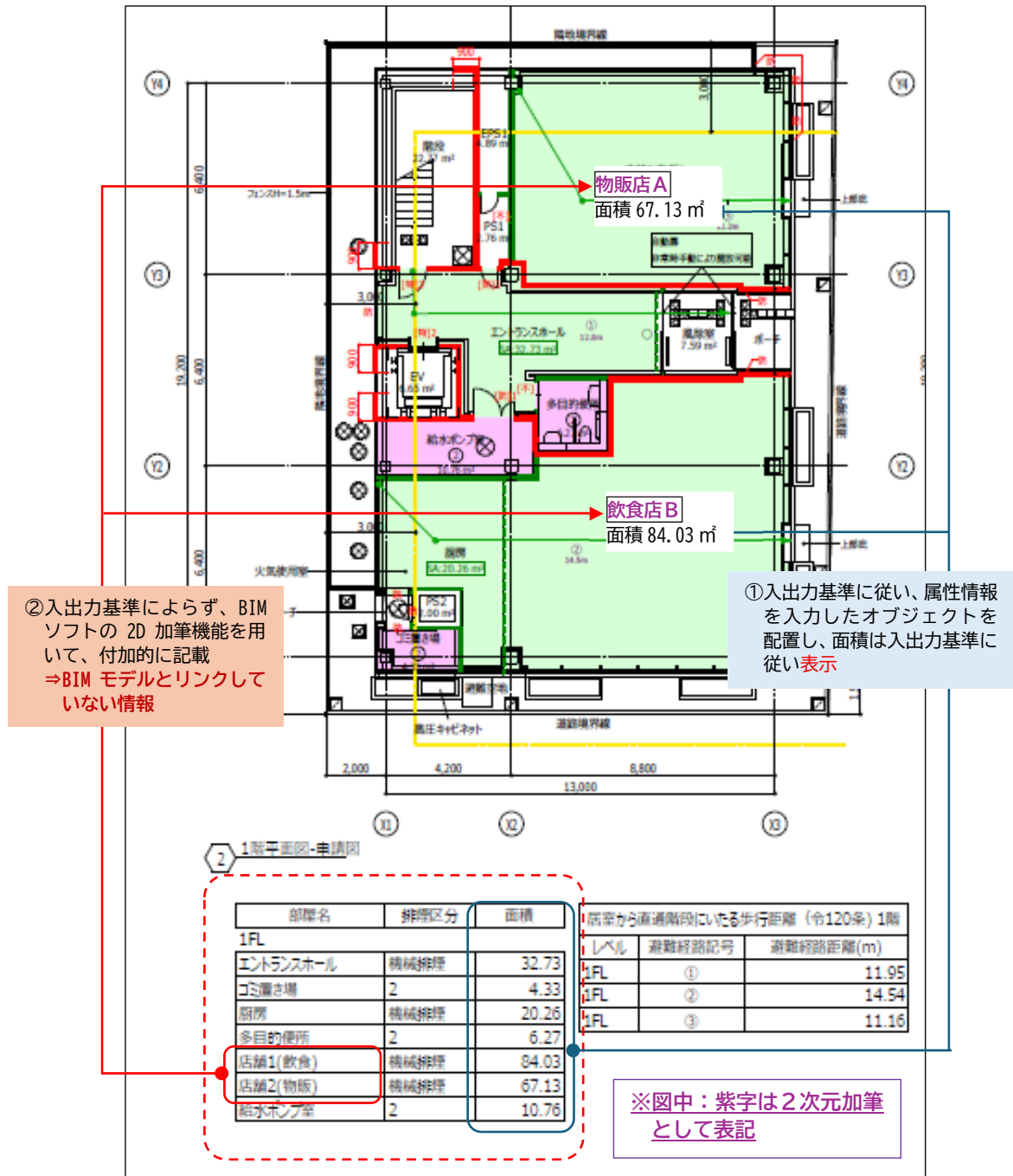


図 3-11 BIM モデルに由来する情報と BIM モデルに連動しない 2 次元加筆情報

4. 入出力基準に基づく入力・出力（表示・表記）の具体例

ここでは、入出力基準に基づく入力の手順と出力（表示・表記）のイメージについて、具体の基準にもとづき例示する。

<例示する基準>

1) 意匠図間の基準

意-012 各室の用途

意-016 防煙壁による区画（令第126条の2の規定）

2) 構造図間の基準

S-001 柱

3) 設備図間の基準

機-011 排煙設備

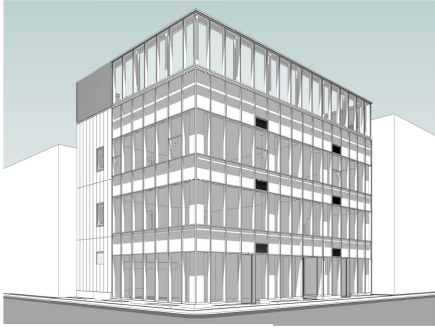
※例示に用いた図面について

BIM ライブラリ技術研究組合（BLCJ）が公開した BIM 図面審査サンプルモデルのうち、以下のサンプルモデルを活用

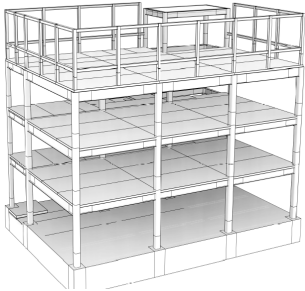
https://blcj.or.jp/sample_form/

Revit BIM 申請サンプルモデル① 1000 建築図
2000 建築構造図
5000 給排水設備図

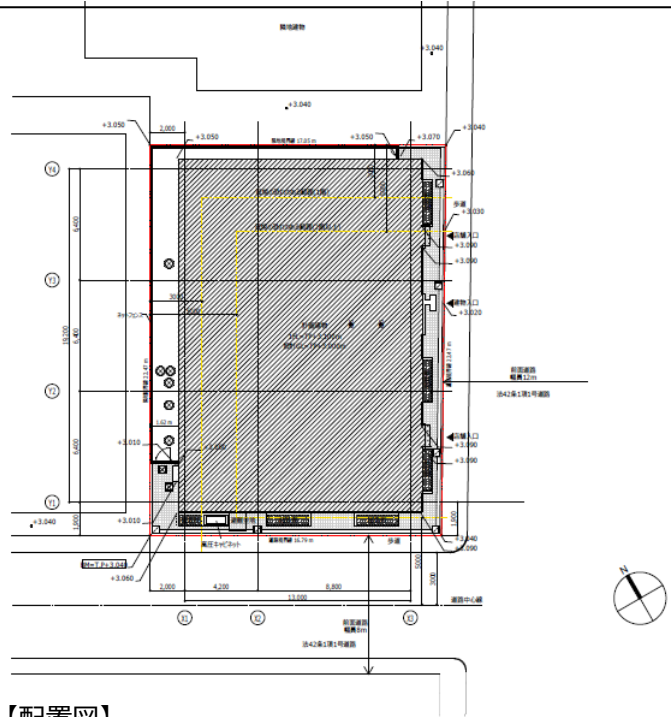
●例示で使用了したサンプルモデルの概要



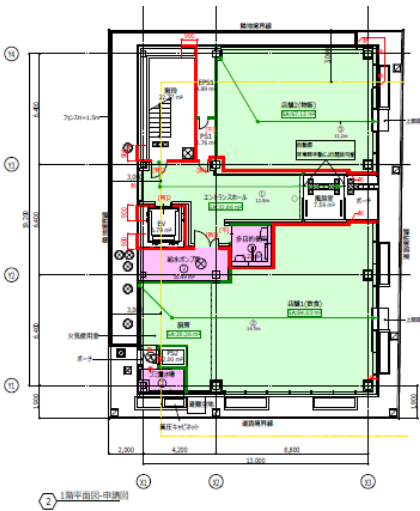
【意匠3Dモデル】



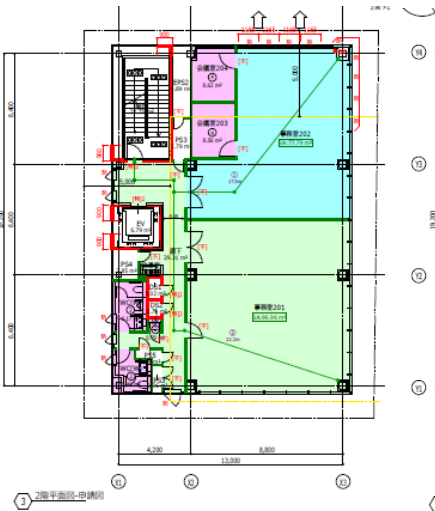
【構造3Dモデル】



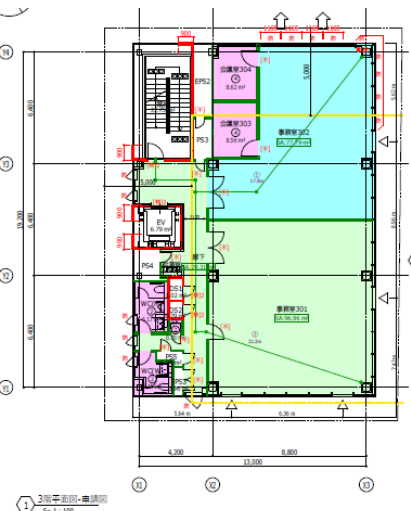
【配置図】



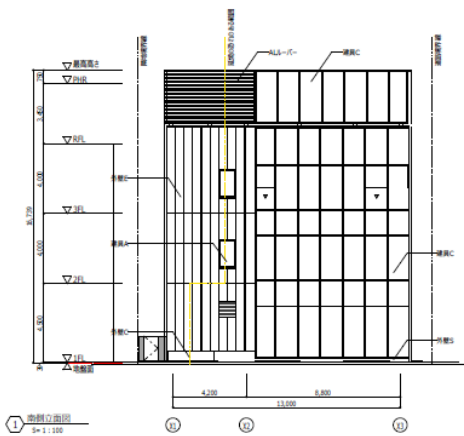
【1階平面図】



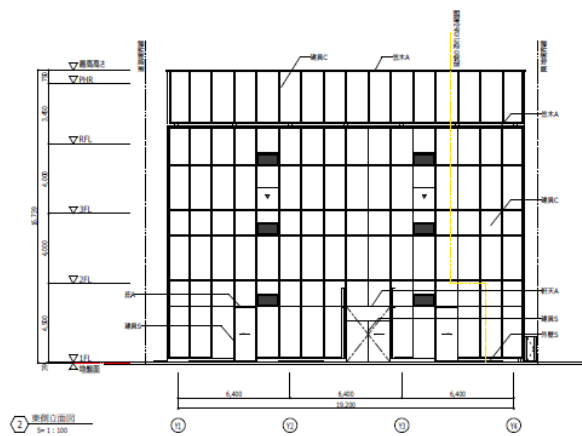
【2階平面図】



【3階平面図】



【南側立面図】



【東側立面図】

(1) 意匠分野の例①

a) 入出力基準〔各室の用途（室名等）〕

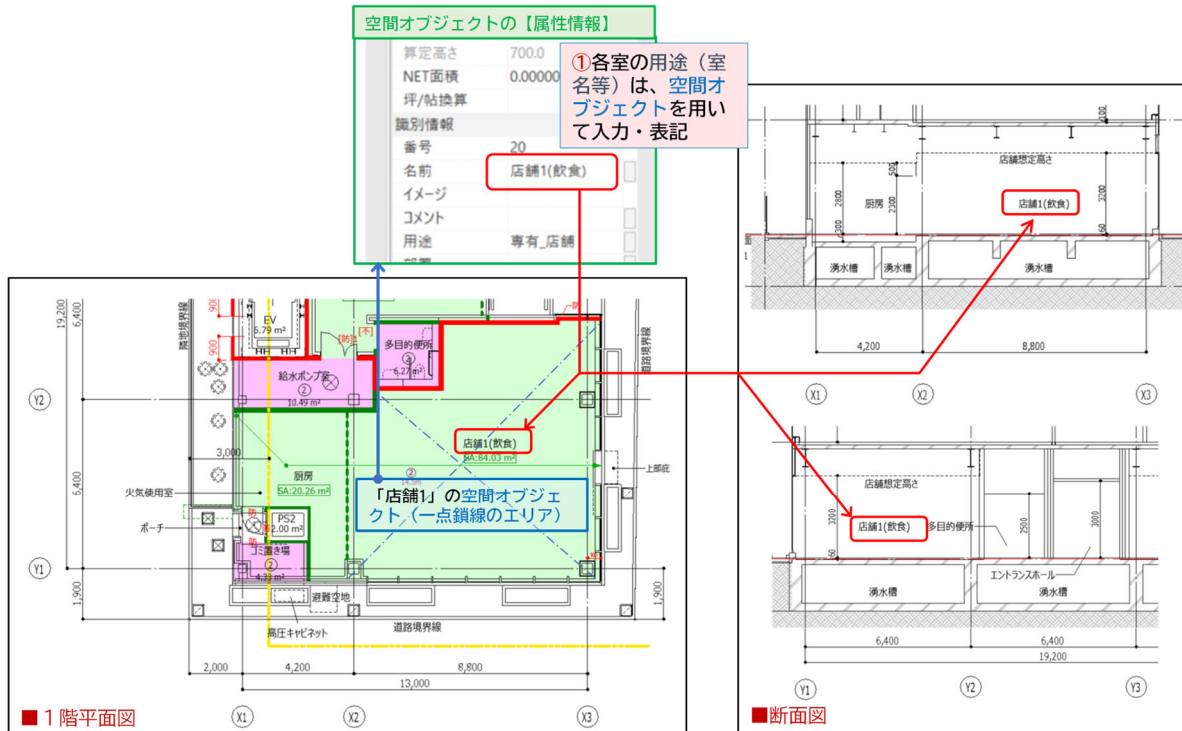
意-012 各室の用途

<属性>

①各室の用途（室名等）

・各室の用途（室名等）は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

b) 入出力のイメージ



c) 申告書の記載イメージ

(第二面) 意匠分野

番号	細目	図書名							備考	
		配置図	建築面積求積図・算定表	延床面積求積図・算定表	1階平面図	2、3階平面図	屋根伏図	立面図		断面図
意-001	敷地境界線	○	-	-	○	-	-	-	-	「1階平面図」及び「断面図」を申告対象とする。
	①位置及び形状	○	-	-	○	-	-	-	-	
	②各辺の長さ	○	-	-	○	-	-	-	-	
	③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	-	-	-	-	-	-	-	-	
	④種別	-	-	-	-	-	-	-	-	
意-012	各室の用途	-	-	-	○	○	-	○	-	

明示すべき事項等

(2) 意匠分野の例②

a) 入出力基準〔防煙壁による区画〕

意-016 防煙壁による区画（令第126条の2の規定）

<属性>

①防煙壁による区画の境界への該当

- ・防煙壁による区画の境界への該当は、意-007①を満たす壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

<計算>

②面積（防煙壁において面積算定が必要となる区画の面積は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する）

- ・防煙壁による区画の面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁及び区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、表示する。
- ・領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力する。
- ・領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに表記する。
- ・防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール等）を用いて算出し表記する。
- ・防煙壁による区画の面積は、符号等、計算式とともに表記する。

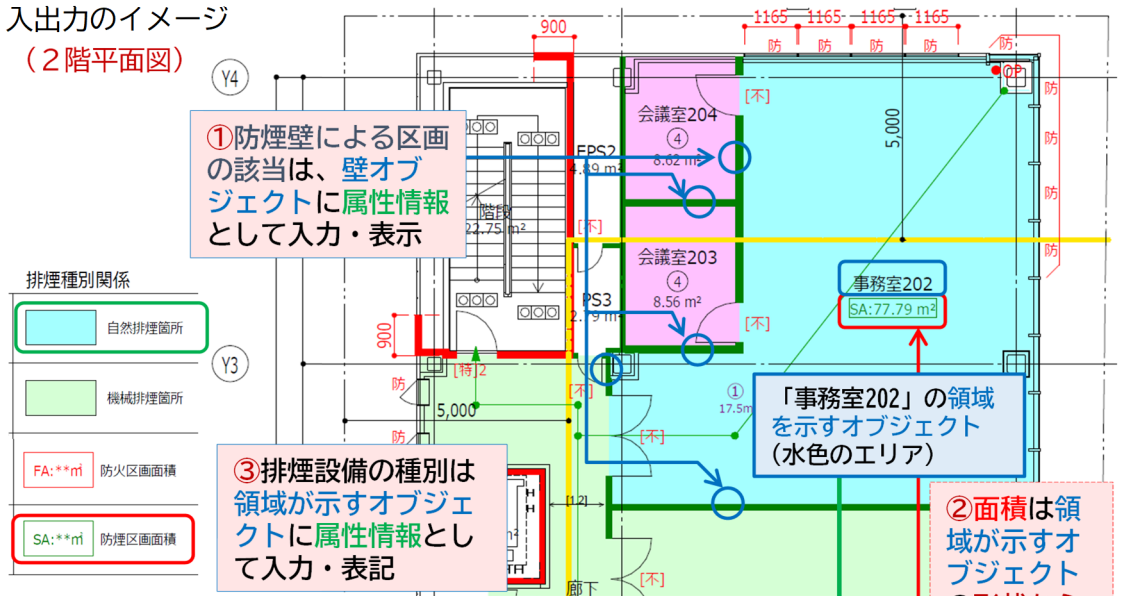
<属性>

③排煙設備の種別

- ・排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備及び令第126条の2第1項各号による適用除外の別）は、領域を示すオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

b) 入出力のイメージ

（2階平面図）



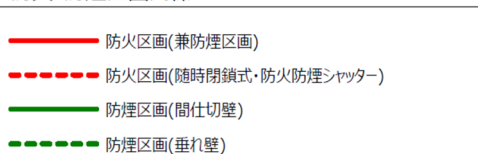
（面積表）

部屋名	排煙区分	面積
2FL		
SK	2	0.70
WC(M)	2	6.17
WC(W)	2	5.45
事務室201	機械排煙	6.96
事務室202	自然排煙	77.79
会議室203	4	8.56
会議室204	4	8.62
廊下	機械排煙	29.31
給湯室	機械排煙	2.24

（排煙チェック表）

部屋名	面積 (m2)	天井高 (m)	必要
事務室202	77.79	2.70	
	排煙有効高さ (m2)	排煙窓幅 (m)	排煙
	0.64	2.33	
	0.64	2.33	1.49
			2.98 > 1.56 OK

防火・防煙区画関係



■ 2階平面図(説明用に分割再編している)

(3) 構造分野の例

a) 入出力基準

S-001 柱

<形状>

①位置及び形状

【分野間1】 柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）は、単一の柱オブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】又は以下の【S-001①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。

【分野内】 柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②継手の位置及び形状

【分野内】 柱の継手の位置（継手の配置）及び形状は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

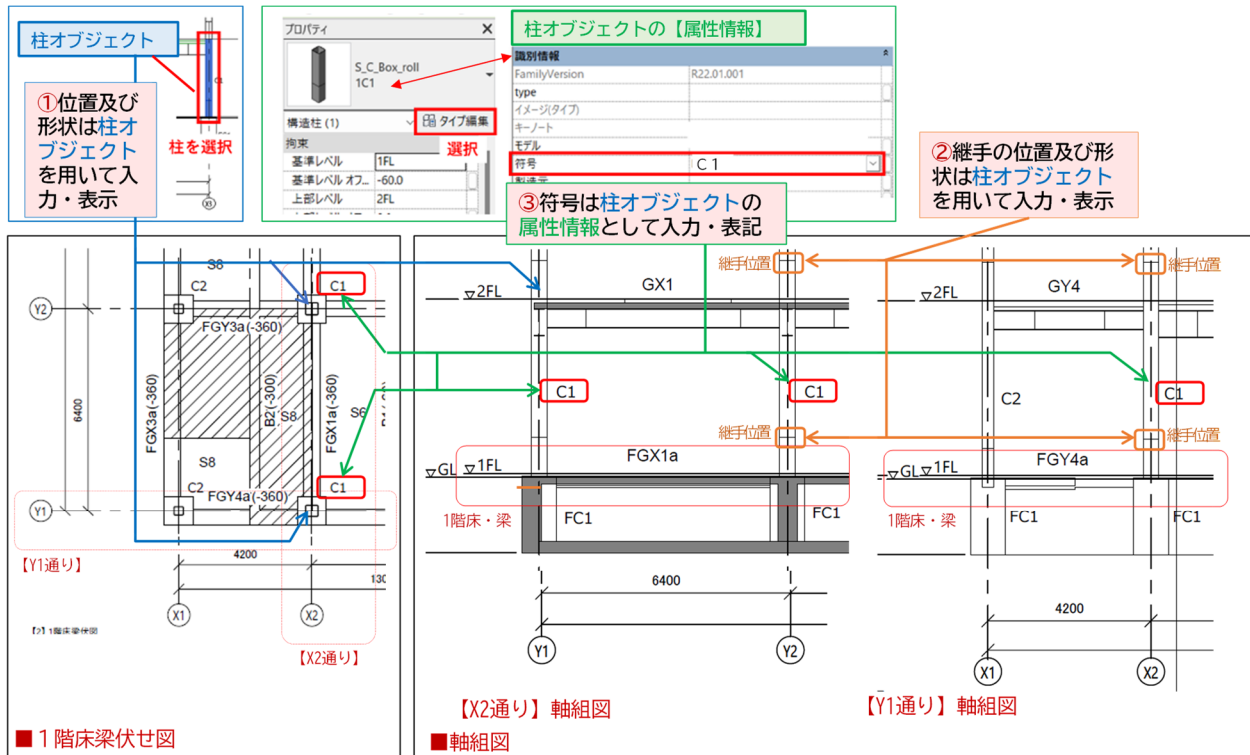
<属性>

③符号

【分野内】 柱の符号は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

(④~⑥は略)

b) 入出力のイメージ



c) 申告書の記載イメージ

(第三面) 構造分野

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等		図書名							備考	
			意匠分野				構造分野				
			各階平面図	立面図	断面図	基礎伏せ図	1階床梁伏せ図	...	軸組図		
	細目	内容									

「梁伏せ図」と「軸組図」において、「柱」の形状、符号、位置について、申告対象とする

： 明示すべき事項等

S-001	柱	①位置及び形状	柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）					○	○		
		②継手の位置	柱の継手の位置（継手の配置）	/	/	/				○	
		③符号	柱の符号					○	○		
		：	：								

5. BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

ガイドラインの別紙3において、確認申請図書の表現標準が示されている。これは、確認申請図書の作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な確認申請図書の表現を例示するもので、BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書作成において推奨されている。

【ガイドライン 3-3】

BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

確認の申請にかかる図書作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な図書の表現を例示するものである。BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に従うことを推奨する。

具体の標準は、別紙3で定める。

別紙3では、意匠関係については「凡例」「特記事項」「その他の図表現」が示されており、構造関係については「凡例」「その他の図表現」、設備関係については「凡例」が示されているので参考にされたい。

IV. 審査者側の準備

(白紙)

IV. 審査者側の準備

BIM 図面審査の全体の流れを図 4-1 で示す。

具体的な申請・審査の手順はV章、VI章で解説するが、確認検査機関等や適合性判定機関、消防機関においては、これを実施するための環境整備をあらかじめ行っておく必要がある。

本章では、各機関における審査環境の準備等について解説する。

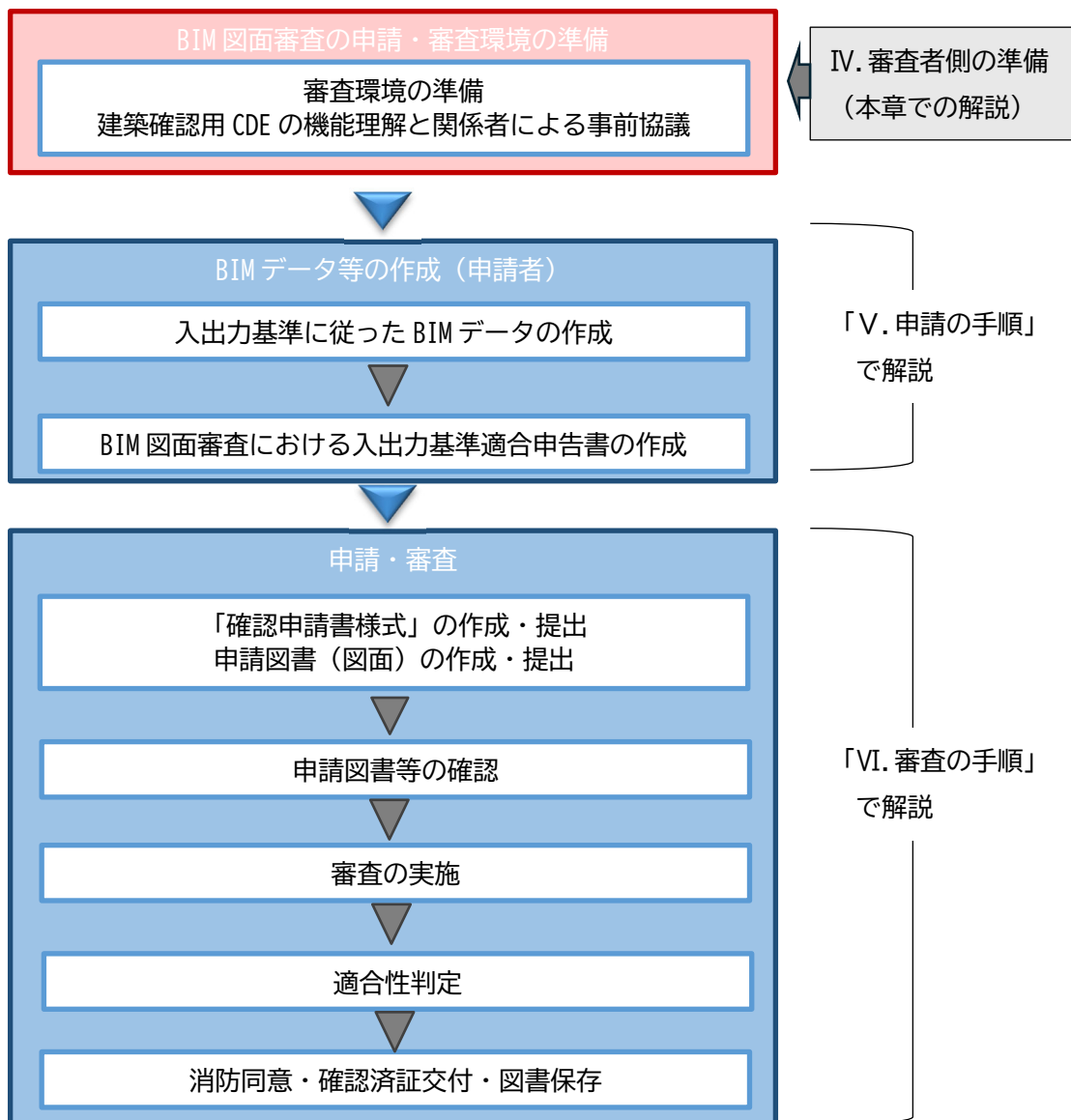


図 4-1 BIM 図面審査の流れ

1. 審査環境の準備

BIM 図面審査は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用して審査を行うことを標準とされているため、指定確認検査機関及び特定行政庁（以下、本章において「確認検査機関等」という。）においては、これらの利用、若しくはこれらと同等の環境を整備しておく必要がある。

【ガイドライン 4】

BIM 図面審査の審査環境について

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。

ICBA 電子申請受付システムは、建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムとの連携や特定行政庁への通知・報告配信システムと連携機能を備えていることから、確認申請及び確認済証の交付等は ICBA 電子申請受付システムで行い、IFC データの閲覧及び PDF 図書による審査は ICBA 確認申請用 CDE で行う。

また、ICBA 確認申請用 CDE は、確認検査機関等が独自に運用している電子申請受付システム等との連携が可能なものとして開発されており、当該審査環境を用いて BIM 図面審査を行うこともできる。

なお、ICBA 確認申請用 CDE を利用しない場合の審査環境に求める要件は別途定める。

(1) 確認検査機関等における審査体制

BIM 図面審査については、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）において BIM 図面審査を想定した ICBA 電子申請受付システム^{※1}及び ICBA 確認申請用 CDE^{※2}が整備・運用されるため、詳細については、これらを利用するためのサイト管理者用またはシステム運営者用の操作マニュアルを参照されたい。

申請の受付等について、ICBA 電子申請受付システムの利用を標準とするが、確認検査機関等が独自に運用している電子申請受付システム等を使用することもできる。但し、この場合は ICBA 確認申請用 CDE と連携できるものである必要がある。また、図書等の審査環境については、ICBA 確認申請用 CDE の利用を標準とするが、「ICBA 確認申請用 CDE を利用しない場合の審査環境に求める要件^{※3}」を満たす別の審査環境によることもできる。

これらを整理すると、図 4-2 のようになるが、①の場合は ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の利用契約をサービス提供主体（ICBA）と交わす必要があり、また、②の場合で ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合は、ICBA 確認申請用 CDE と連携するための独自システム等の改修と、これを前提とした ICBA 確認申請用 CDE の利用契約を交わす必要がある。

<参照>

※1：ICBA 電子申請受付システム

URL：<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

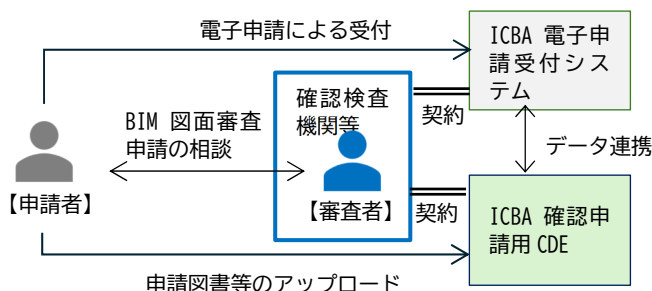
※2：ICBA 確認申請用 CDE

URL：<https://bimpermit.jp/>（BIM 審査ポータルサイト-ICBA）

※3：ICBA 確認申請用 CDE を利用しない場合の審査環境に求める要件：巻末別添参照

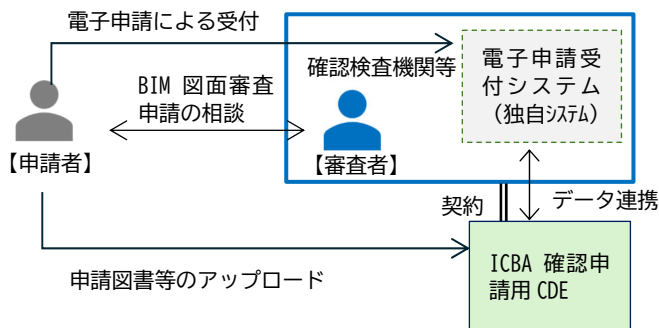
●電子申請受付システムと確認申請用 CDE の整備イメージ

① ICBA 電子申請受付システムを利用する場合



・ ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE のサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ

② ①以外の電子申請受付システムを利用する場合



・ ICBA 確認申請用 CDE のサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ
 ・ ICBA 確認申請用 CDE と連携するための電子受付システムのシステム改修等を行う

図 4-2 電子申請受付システムと確認申請用 CDE の整備イメージ

(2) 確認検査機関等における CDE 環境の整備

確認検査機関等において BIM 図面審査を行う場合、確認検査機関等の Web サイトにインターネット環境で使用できる確認申請用 CDE を構築する必要があるが、ここでは ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合についての標準的な例を示す。

基本的な確認申請用 CDE の構成は図 4-3 のとおりである。具体的には、確認検査機関等のサイト管理者は、確認検査機関等のサイト内に審査用サイトを開設し、申請受付の準備を行う。BIM 図面審査の申請案件が発生した時点でサイト内に審査用領域として申請案件毎のプロジェクトフォルダを設定し、さらにその下位の階層に確認申請の審査等を行うための「確認申請用フォルダ」及び消防機関と情報共有するための「消防同意用フォルダ」を設定する。当該案件を担当する審査者（プロジェクト管理者）は、設定されたフォルダを共有できるように申請者及び消防担当を招待し、審査が開始できるように準備する。

適合性判定機関との関係について、確認申請図書と適合性判定を行うための申請図書（以下「適合性判定図書」という。）との整合性確認の省略を行う場合、サイト管理者は、適合性判定機関サイトに設定された審査用領域とリンクする仕組みを設定するか、または前述と同様に適合性判定を行うための「適合性判定用フォルダ」を確認検査機関等の審査用サイトに設定する。

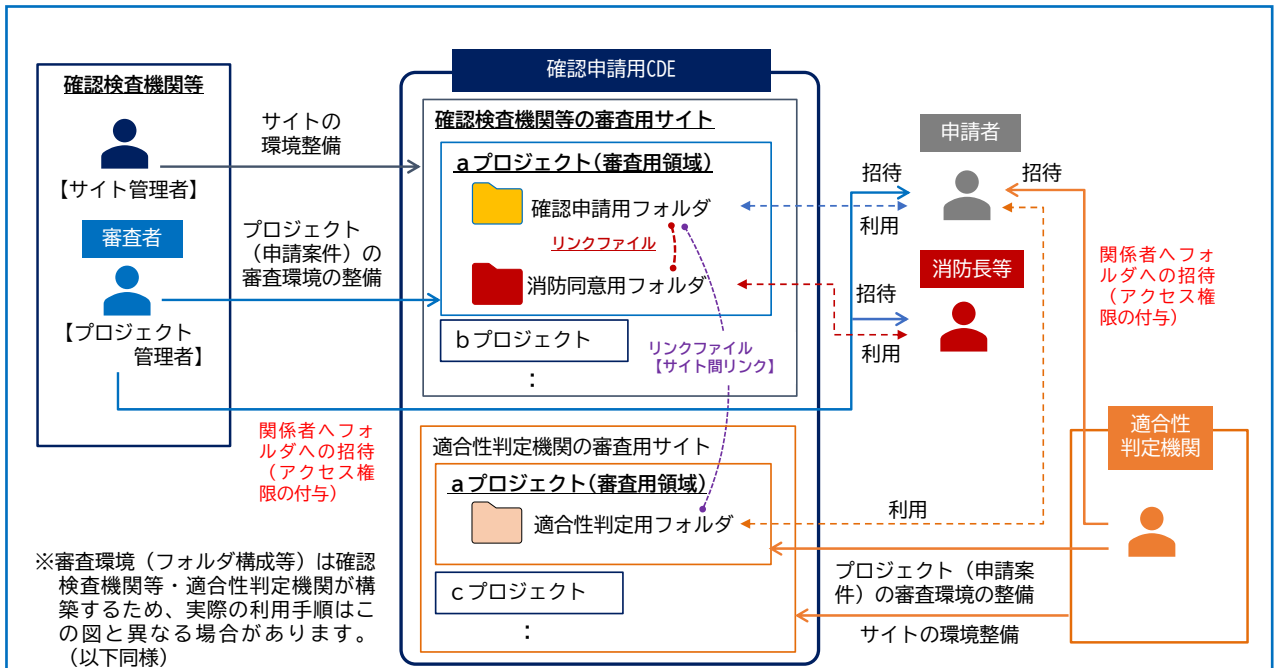
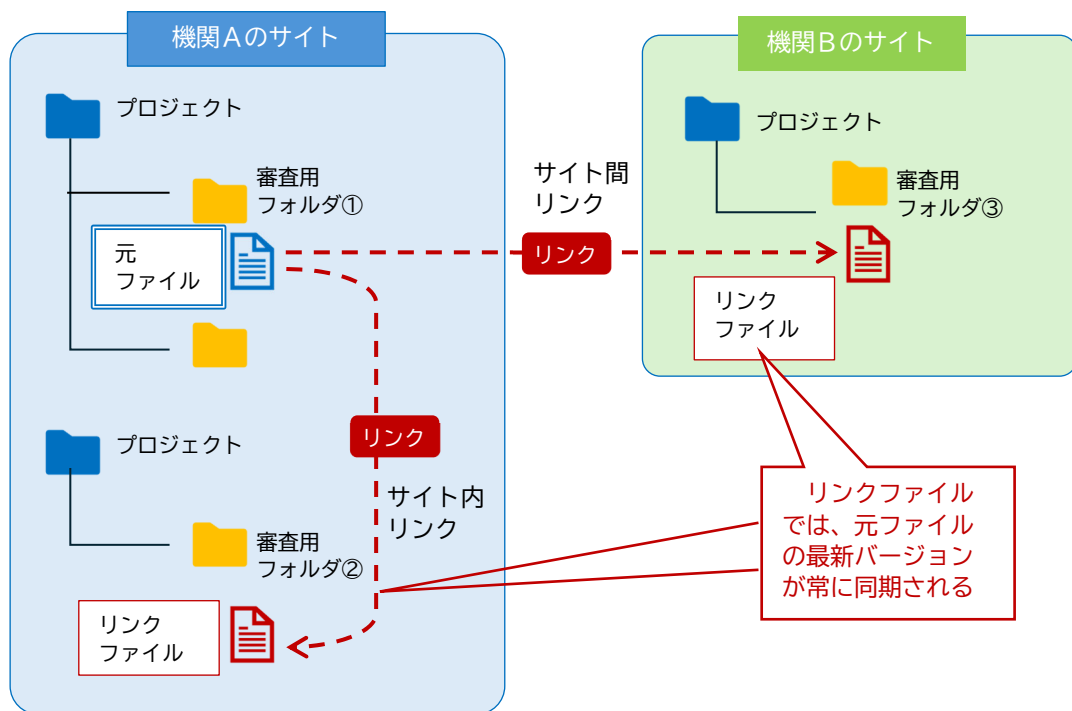


図 4-3 BIM 図面審査を行うための審査用サイトの準備



ICBA 確認申請用 CDE においては、元ファイルの最新バージョンが常に動機される「リンクファイル」を作成する機能を有する。確認検査機関等のサイト内での作成に加え、他の機関で構築されたフォルダとのサイトを跨いだリンクファイルの作成も可能となっている。消防、適判機関においては当該機能をして審査することを標準とする。

図 4-4 リンクファイル機能と「サイト間リンク」の概念

(3) 適合性判定機関における審査環境の準備

確認検査機関等が適合性判定図書との整合性確認の省略を行うためには、(2)で記述したように次の①または②の方法がある。

①適合性判定機関の審査用サイトに設定された審査用領域とリンクする仕組みを設定する。

②確認検査機関等の審査用サイトに適合性判定を行うための「適合性判定用フォルダ」を設定する。

構造適合性判定の場合は確認検査機関等とは異なる構造適合性判定機関において審査を行うため、審査環境の独立性の観点から①の方法が推奨される。

具体的な準備としては、適合性判定機関のサイトに案件毎のプロジェクトフォルダを設定し、確認申請用フォルダに保存されている元データとリンクファイルとして共有できるようにサイト間リンクできるように準備しておく。当該案件を担当する適判審査者(プロジェクト管理者)は、設定されたフォルダを共有できるように申請者及び招待し、審査を開始できるように準備する。

一方、省エネ適合性判定の場合は、確認検査機関等と同一機関の別部門で適合性判定が行われることもあり、このような場合は②の方法が効率的である。この場合、確認検査機関等のサイト管理者は申請案件毎のプロジェクトフォルダの下層階層に、省エネ適合性を審査するための「適合性判定用フォルダ」を設定する。当該案件を担当する審査者(プロジェクト管理者)は、設定されたフォルダを共有できるように適合性判定機関の審査担当を招待し、審査を開始できるように準備する。

なお、適合性判定の審査受付等においても確認検査機関等と同様に ICBA 電子申請受付システムを利用することができるが、準備等の詳細については ICBA の関連サイトを参照されたい。

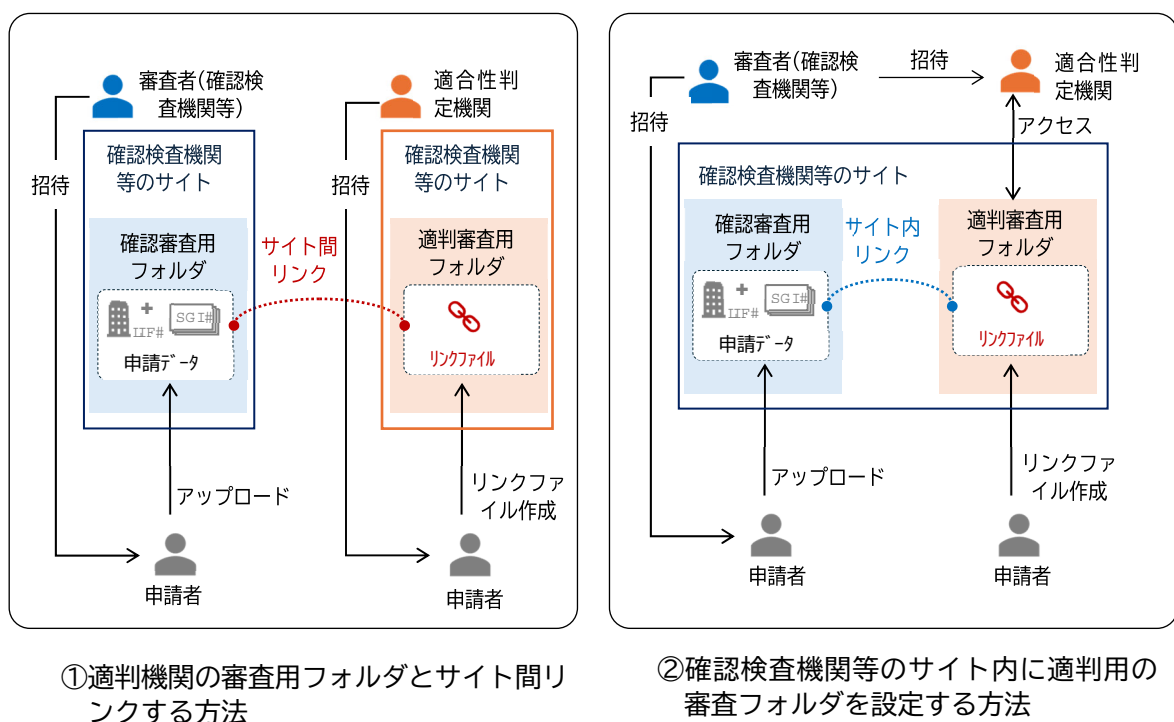


図 4-5 適合性判定の審査形態

(4) 消防機関の準備

消防同意の依頼・審査等については、確認検査機関等の審査サイト内に申請案件毎に「消防同意用のフォルダ」が設定される。消防同意の審査担当にあらかじめ当該フォルダにアクセスできるよう確認検査機関等より招待される。消防機関においては、招待された所定のフォルダにアクセスして審査を行えるよう、インターネットの利用環境等を整えておく必要がある。

なお、消防同意の審査受付等においても確認検査機関等と同様に ICBA 電子申請受付システムを利用することができるので、詳細は ICBA の関連サイトを参照されたい。

(関連：審査フローについてはVI章参照)

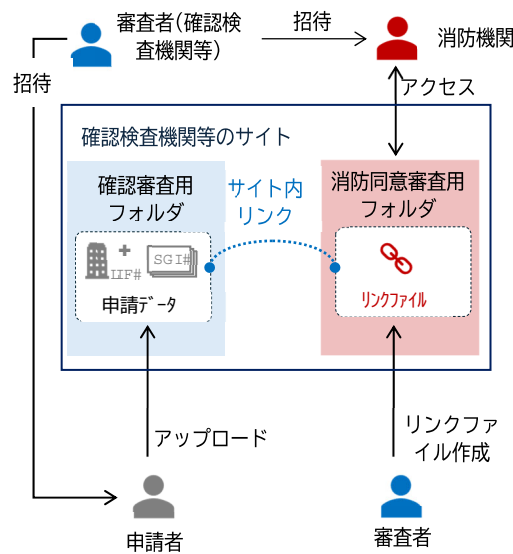


図 4-6 建築確認用 CDE と消防同意事務手続きの関係

2. 確認申請用 CDE の基本機能

前述のとおり、BIM 図面審査は、ICBA 確認申請用 CDE を利用して審査を行うことが標準とされているが、その基本機能は次のとおりである。

- a) ICBA 電子申請受付システムとのデータ連携機能
- b) 申請図書データ等のファイルアップロード機能
- c) 申請図書データ等のファイルダウンロード機能
- d) PDF データの差分チェック機能 e) メール送信等の通知機能
- f) プロジェクト管理機能
- g) ファイルデータのバージョン管理機能
- h) コミュニケーション機能（チャット）
- i) ビューイング機能（IFC、PDF、画像、テキスト）
- j) マークアップ機能（PDF、画像）
- k) 操作 LOG 管理機能
- l) 書類等のデータファイル管理機能
- m) ステータス設定機能
- n) 利用ユーザ管理機能
- o) 利用ユーザアクセス認証機能
- p) アクセス権限制御管理機能

詳細は ICBA で公開されている [関連 Web サイト](#) を参照※のこと。

※ URL：<https://bimpermit.jp/>（BIM 審査ポータルサイト-ICBA）

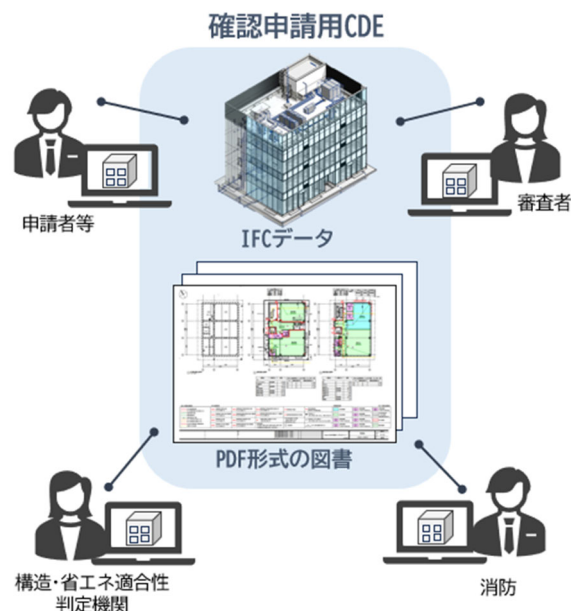
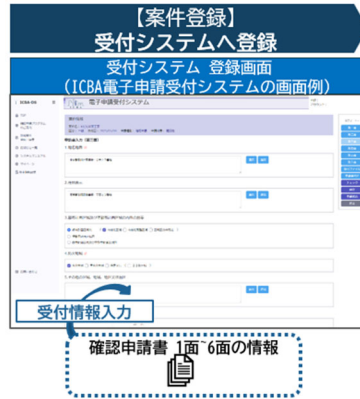


図 4-7 確認申請用 CDE の利用イメージ

【参考】確認申請用 CDE の利用イメージ

①申請・受付

BIM 図面審査を利用する場合は、受付情報(1面~6面の内容)は電子申請受付システムのフォームへ入力し、審査に必要なデータは CDE へアップロードする。



②審査

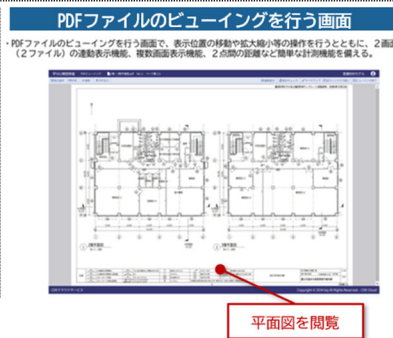
1)審査対象の選択

審査対象となる案件は、ファイル・フォルダの一覧画面から選択する。



2)データの閲覧・確認

IFC データを閲覧し、建造物の全体像を把握しながら図面を確認する



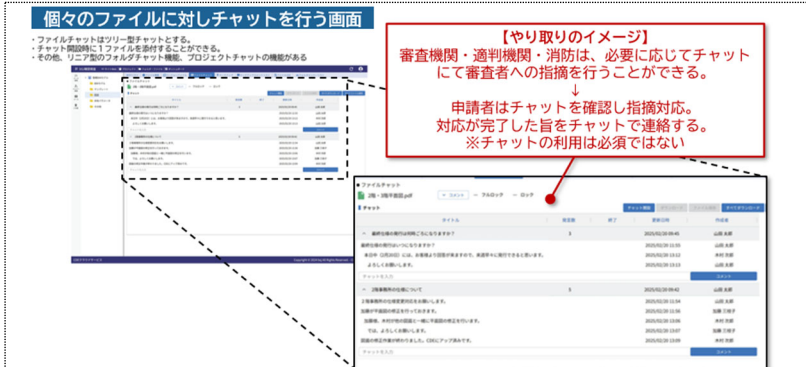
3)不備等の指摘

PDF へ直接マークアップする機能や 2 つの図面の差分を表示する機能を用いて、不備等の指摘や修正データの確認を行う。



4)関係者への連絡等

ファイルのチャット機能等を用いて、審査者への指摘や、指摘の対応状況等について連絡する。



V. 申請の手順

(白紙)

V. 申請の手順

ここでは、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の一般的な確認申請の手順を示す。計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

適合性判定の申請については、BIM 図面審査であってもこれまでと同様、申請者において適合性判定機関に申請する必要がある（ICBA 電子申請受付システムや ICBA 確認申請用 CDE から自動的に申請・審査にデータが共有されるものではない）ため、あらかじめ適合性判定機関に BIM 図面審査の対応について確認しておく。

【ガイドライン 5】

申請及び審査の手順

申請及び審査の手順を以下に示す。下線部は BIM 図面審査に求める必須の要件とする。

その他の記載については、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の確認申請の手順の例であり、審査の環境により適切な方法で実施が可能なものとし、計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

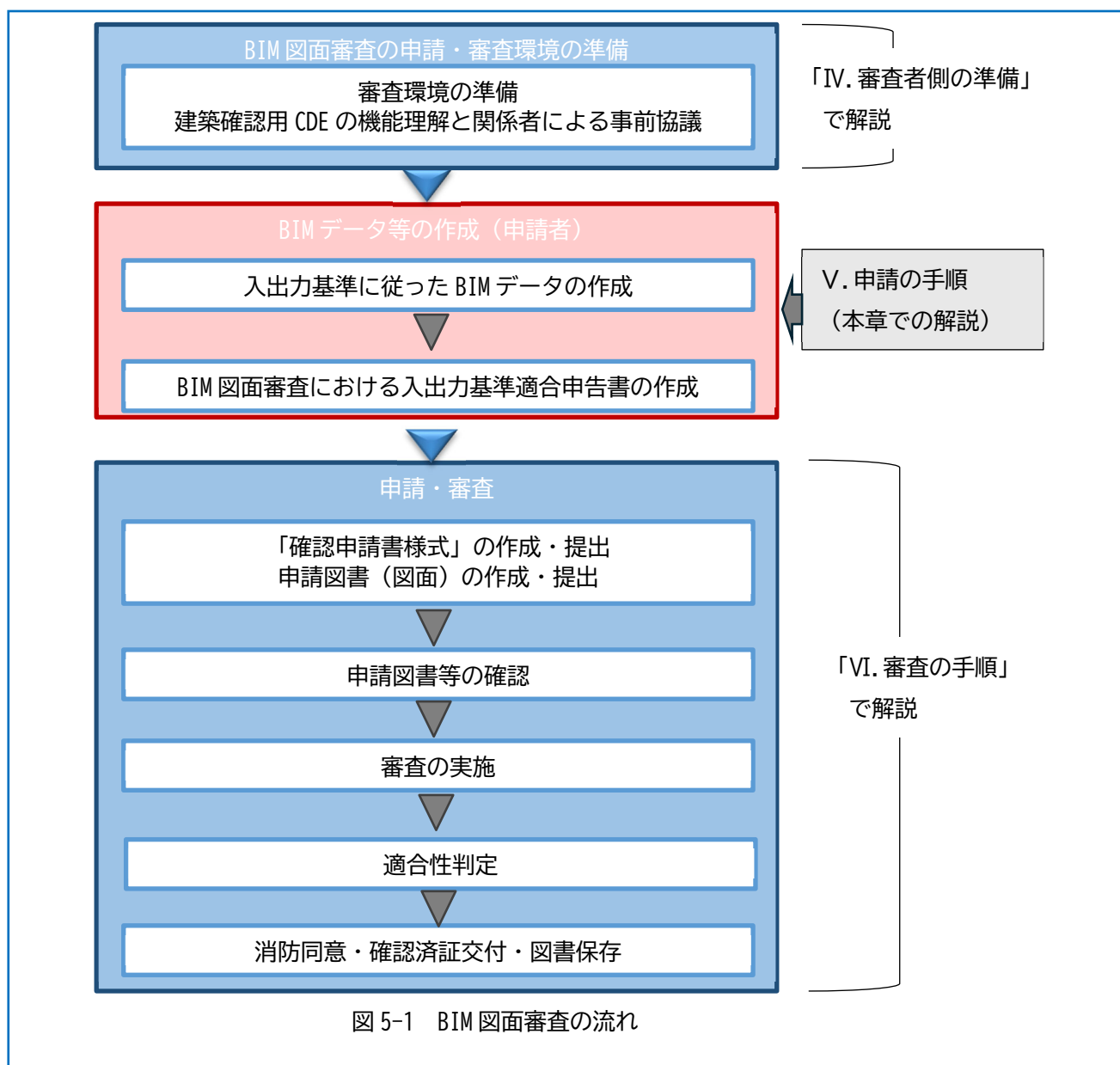


図 5-1 BIM 図面審査の流れ

1. 「確認申請書様式」の作成・提出

【ガイドライン 5 STEP1】

○確認申請書様式作成・提出

- ・申請者は、確認申請書様式を作成し提出する。-①

(1) 申請・受付の手順

審査者は、申請情報を確認^{*}した上で(②-1)、申請者が確認申請用 CDE へアクセスするために必要となる情報を申請者に通知する(②-2)。また、申請書情報を確認申請用 CDE に転送する(②-3)。

※電子申請受付システムの建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムや特定行政庁への通知・報告配信システムとの連携機能を活用することができる。

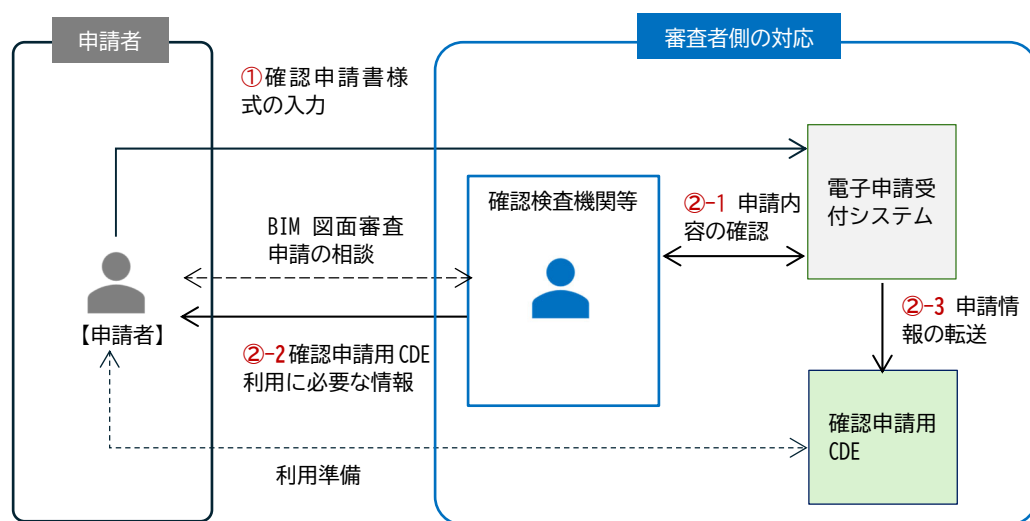


図 5-2 ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合のフロー

(2) 関係機関との事前協議

BIM 図面審査の受付方法、審査環境（審査のために利用する共有フォルダの構成等）及び申請者とのコミュニケーションの方法等については、確認検査機関等により異なるため、これらの方法について事前に協議しておくこと円滑に申請・審査を行うことができる。

ICBA 電子受付システム以外のシステムを使う場合の確認申請書の提出方法については、審査者側の受付方法に従う必要があるため、あらかじめ受付方法（WEB 入力フォームに直接入力、XML 形式、EXCEL 形式等のデータでアップロード等）や CDE との連携方法等について確認しておく必要がある。

(3) BIM 図面審査として受け付けられない場合について

以下の場合には BIM 図面審査を行うことができないため、従来どおりの申請手続きとする。既に BIM 図面審査として申請している場合は、確認検査機関等と対応方法について協議する。

- ・入出力基準に従い BIM データを作成していない。

・入出力基準に従いBIMデータを作成したが、申告書の入出力基準に係る申告欄において○印が1つも付いていない。

BIM 図面審査として受け付けたあとに従来どおりの申請手続きに変更する場合、申請に係るスケジュール等に影響を及ぼす可能性があるため、BIM 図面審査が可能かどうか事前に確認検査機関等と協議しておくことが望ましい。

2. 申請図書（図面）の作成・提出

【ガイドライン5】STEP1

○申請図書（図面）作成・提出

- ・設計者は、入出力基準に従い BIM ソフトウェアで BIM データ（ネイティブデータ）を作成し、BIM ソフトウェアにより PDF 形式の図書を書き出す。-①②

※入出力基準に従った BIM データの作成支援のため、参考テンプレートが公表されている。（→ガイドライン 2-1 入出力基準）

- ・申請図の基となった BIM データ（ネイティブデータ）を、BIM ソフトウェアにより IFC データに変換する。-③

※PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同時に書き出すものとする。（→ガイドライン 6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について）

- ・PDF 形式の図書及び IFC データを提出する。-④

○申告書の作成・提出

- ・設計者は申告書を作成し提出する。-⑤

(1) 申請図書等の作成・提出

設計者は、確認検査機関等に確認申請書様式に係る情報を提出（入力）したあと、確認検査機関等の案内に基づき、必要となる申請図書（図面）及び申告書を確認申請用 CDE へ提出（アップロード）する。

申請図書（図面）及び申告書の作成・提出についてのフローを以下に示す。

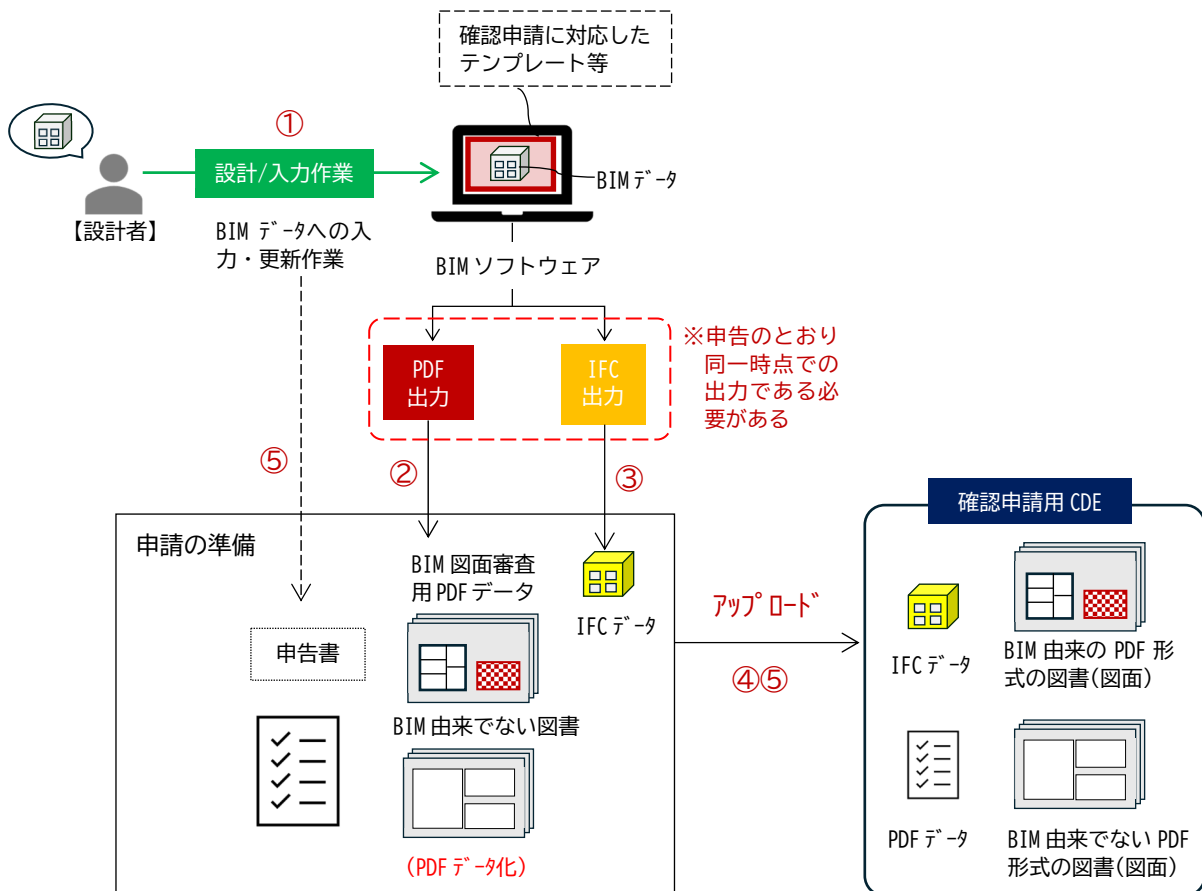


図 5-3 申請図書の作成・提出（アップロード）

(2) 留意事項等

① 対象となる BIM ソフトウェア (BIM 由来のデータの作成) について

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○対象となる BIM ソフトウェアについて

BIM 図面審査において、BIM 由来の PDF 図書を作成することができる BIM ソフトウェアは、入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しが可能なソフトウェアとする。BIM 由来でない PDF 図書の作成にかかるソフトウェアについてはその限りでない。

BIM 図面審査では、BIM の特性を利用し整合性確認を省略することとしている。このため、BIM ソフトウェアは、“BIM 由来の PDF 図書”を作成できることが要件となる。

ガイドラインでは、“BIM 由来の PDF 図書”を作成できる BIM ソフトウェアは、「入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの出力が可能なソフトウェア」とされている。

設計者は、BIM 図面審査に向けて入出力基準に従い BIM モデルを作成することが求められるが、BIM ソフトウェアによっては入出力基準に従った BIM データの作成支援のための参考テンプレートが設計関係団体より公表[※]されているので参照されたい。

※BIM ライブラリ技術研究組合 (BLCJ) の Web サイトにおいて、BIM 図面審査サンプルモデルが公開されている。(URL <https://blcj.or.jp> 2026 年 1 月現在)

BIM ソフトウェアにおいて確認申請図書作成を支援するアドイン・アドオンを用いる場合 (市販品の購入、又は自社開発等)、以下の要件を全て満たすものであれば、設計者の責任において利用することができる。

- (ア)「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」で定める BIM ソフトウェアの要件
(入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しが可能なソフトウェア) に適合するもの
- (イ)BIM ソフトウェアのオブジェクトの形状・属性情報と連動する機能を有するもの

なお、整合性確認省略の適用範囲外となる申請図書の作成においては、特に要件がかかるものではなく、この部分の作成においては、いわゆる 2 次元 CAD の使用を妨げるものではない。

(白紙)

VI. 審査の手順

(白紙)

VI. 審査の手順

IVと同様、ここでは電子申請受付システム及び確認申請用 CDE を利用した場合の一般的な確認申請の手順を示しているが、審査環境は、確認検査機関等において異なるため、必要に応じてそれぞれの機関等の体制・状況に応じた手順書・マニュアル等を整備しておくことが望ましい。

審査を進める中で、BIM 図面審査の要件を満たさなくなった場合や、申告内容において明らかな不備等が発覚した場合、若しくは申請者側の都合で結果的に入出力基準に従い作成した図書の記載事項がなくなった場合においては、審査者と協議の上、通常の申請・審査の手順に従うものとする。

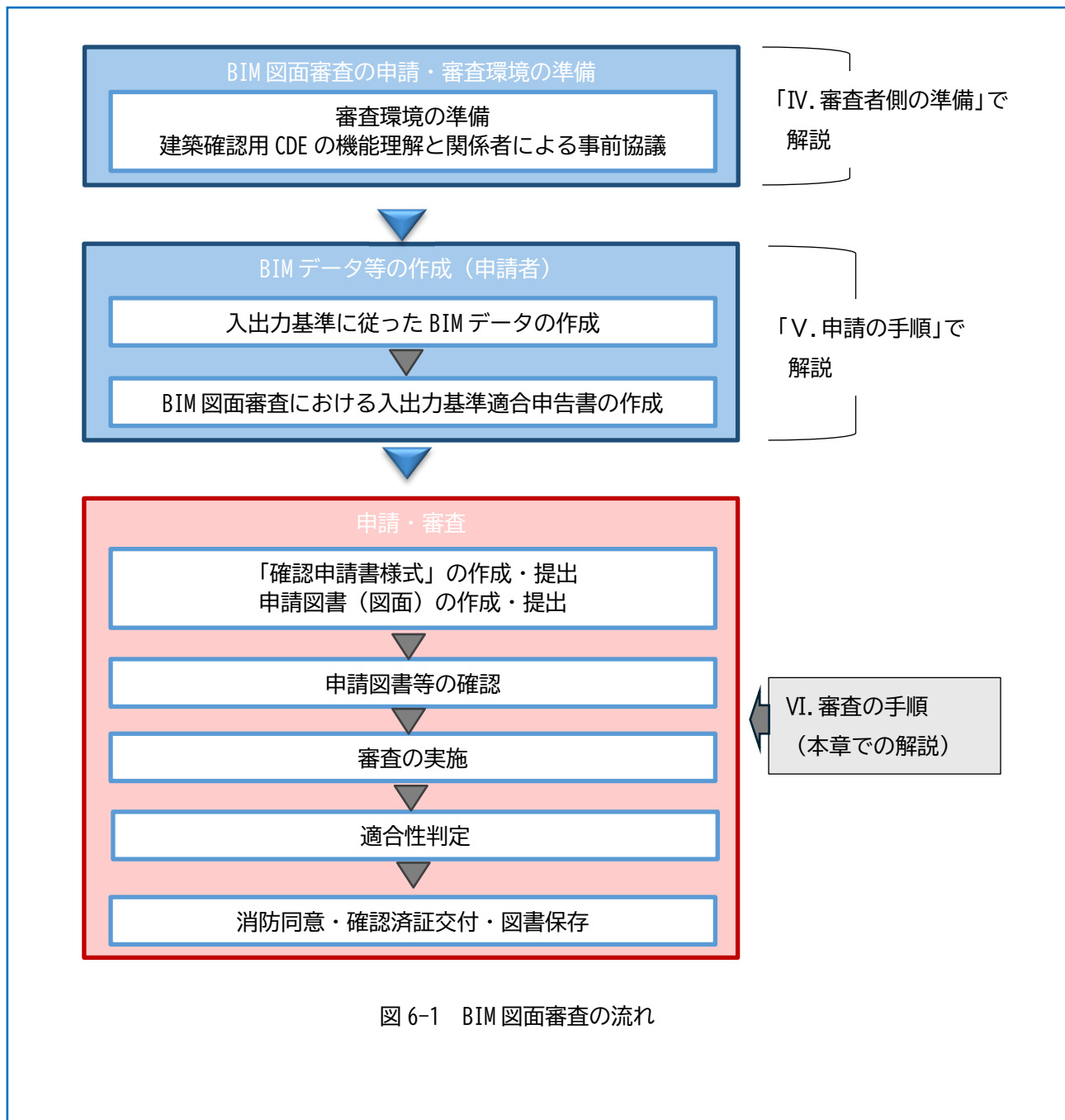


図 6-1 BIM 図面審査の流れ

1. 申請図書等の確認

審査者は、申請者が確認申請に必要な申請図書等を確認申請用 CDE にアップロードしているか確認し、BIM 図面審査を行うための提出物に不備等がないか確認した上でその申請を受け付ける。

【ガイドライン 5 STEP2・3】

○受付

- ・ 審査者は提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないか等、受け付けるための要件に適合するか確認を行う。
- ・ この際、IFC データの確認を行い、データに不備がある場合は BIM 図面審査としての引受は行わない。申請者及び設計者と協議の上、IFC データの再提出を行い、引受を行うか、BIM 図面審査としての引受を行わず、通常の電子申請として引受を行う。

(→ガイドライン 6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて)

- ・ 仮受付を行う場合、審査者は、STEP 3 受付（前述）・指摘対応と同一のフローにより審査・指摘・図書の補正等を実施する。

(→ガイドライン 6-3 BIM 図面審査の審査について ○ネイティブデータ利用の可否について)

(1) データ出力の確認について

IFC データと PDF データは、同じ BIM データから同一の時点で書き出されている必要がある。ここでいう「同一の時点」とは、IFC データと PDF データとが同じもの（お互い BIM データから書き出された時点から変更が加えられていないもの）であればよく、書き出された日時が多少異なっても、差し支えない。

審査者は、設計者からの申告をもって「同一の時点で書き出されたもの」であることを確認することとし、当該データを重ね合わせ等により確認することは要しない。

【ガイドライン「6-3BIM 図面審査の審査について」】

○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について

BIM 由来の PDF 図書及び IFC データが、同一の BIM データから同時に書き出されたものであることの確認とは、変更の加えられていない同一のデータから BIM 由来の PDF 図書及び IFC データがともに変換されていることを、設計者の申告に基づき確認することを意味する。

そのため、審査者は、BIM ソフトウェアにより同時刻に書き出されていることの確認や、IFC データと PDF 形式の図書の重ね合わせ等により確認を行うことは要しない。

(2) IFC データの活用について

IFC データは、審査の参考に活用するが、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。但し、IFC データに何等かの不備がある場合（図面と明らかに形状が異なる場合やビューアで形状が確認できない場合等）は、IFC データの再提出を求めるか、通常の審査で対応することとなる。

本制度では、ネイティブデータを IFC データの代替として提出することは認めていない。ただし、申請者及び審査者の協議により、任意で申請建築物の空間・形状把握のためにネイティブデータを活用することを妨げるものではない。

【ガイドライン「6-3BIM 図面審査の審査について」】

○モデル閲覧の要否 方法・範囲について

IFC データは、3次元モデルによる形状の理解等に利用するものであり、IFC データについて、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。ただし、5. STEP 3 に示す通り、IFC データに不備がある場合は BIM 図面審査として受け付けることはできないため、審査者は IFC データに不備がないか確認することが必要である。

○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて

BIM 図面審査において、IFC データは建築物の形状の理解を助け、審査を円滑に進めることに加え、図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的としている。そのため、提出された IFC データに不備やデータの欠落等があり、BIM ビューアにより十分に視認できない場合、当該目的を達成することができないことから、当該申請は BIM 図面審査の対象とすることはできないものとする。

この場合、要件に適合する IFC データの再提出により BIM 図面審査として取り扱うか、通常の電子申請として受け付け、整合性確認も従前どおり行うこととするかのいずれかである。

IFC データの不備の例：明らかに別プロジェクトのデータなど、図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を行う場合において、意匠と構造の IFC データが重ならない場合など。

○ネイティブデータ利用の可否について

BIM 図面審査において、ネイティブデータを IFC データの代替として提出することは認めていない。

なお、申請者及び審査者の協議によりネイティブデータを活用し、合理的に審査を行うことは妨げない。

2. 審査の実施

【ガイドライン 5 STEP3】

○審査-①

- ・審査者は、PDF 形式の図書を用いて、審査を行う。
- ・審査者は、申告書に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。その他の図書及び審査事項については、これまでどおり整合性確認を行う。
- ・審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する。
- ・IFC データを BIM ビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。

(→ガイドライン 6-3 BIM 図面審査の審査について)

○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付）-②

- ・審査者は、申請図書等に不備がある場合には、審査結果を通知し、補正等を求める。

○図書の補正等

- ・設計者は、補正等の求めに対応し、BIM データの修正を行って、PDF 形式の図書及び IFC データを再度作成する。-③
- ・修正した PDF 形式の図書、IFC データ及び補正等への回答を再度審査者に提出する。-④

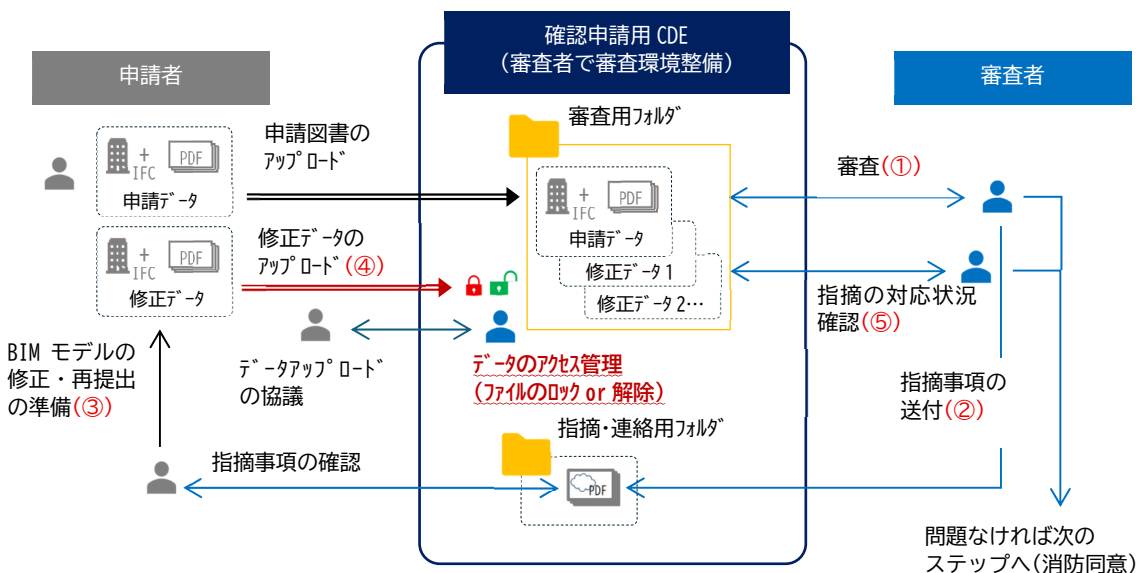
(→ガイドライン 6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について ○図書の補正等について)

- ・審査者は、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。-⑤
- ・審査者は、修正データにより補正等への対応状況を確認する。-⑤

※ICBA 確認申請用 CDE を用いる場合、CDE に実装された PDF 形式の図書の差分チェック機能を利用することができる。(詳細は「ICBA 確認申請用 CDE マニュアル」参照)

(1) 審査の手順

BIM 図面審査は、ガイドラインの「5 申請及び審査の手順」の STEP3 の「○審査」以降の手順に従い審査を進めていく。図 6-2 に当該フローを示す。



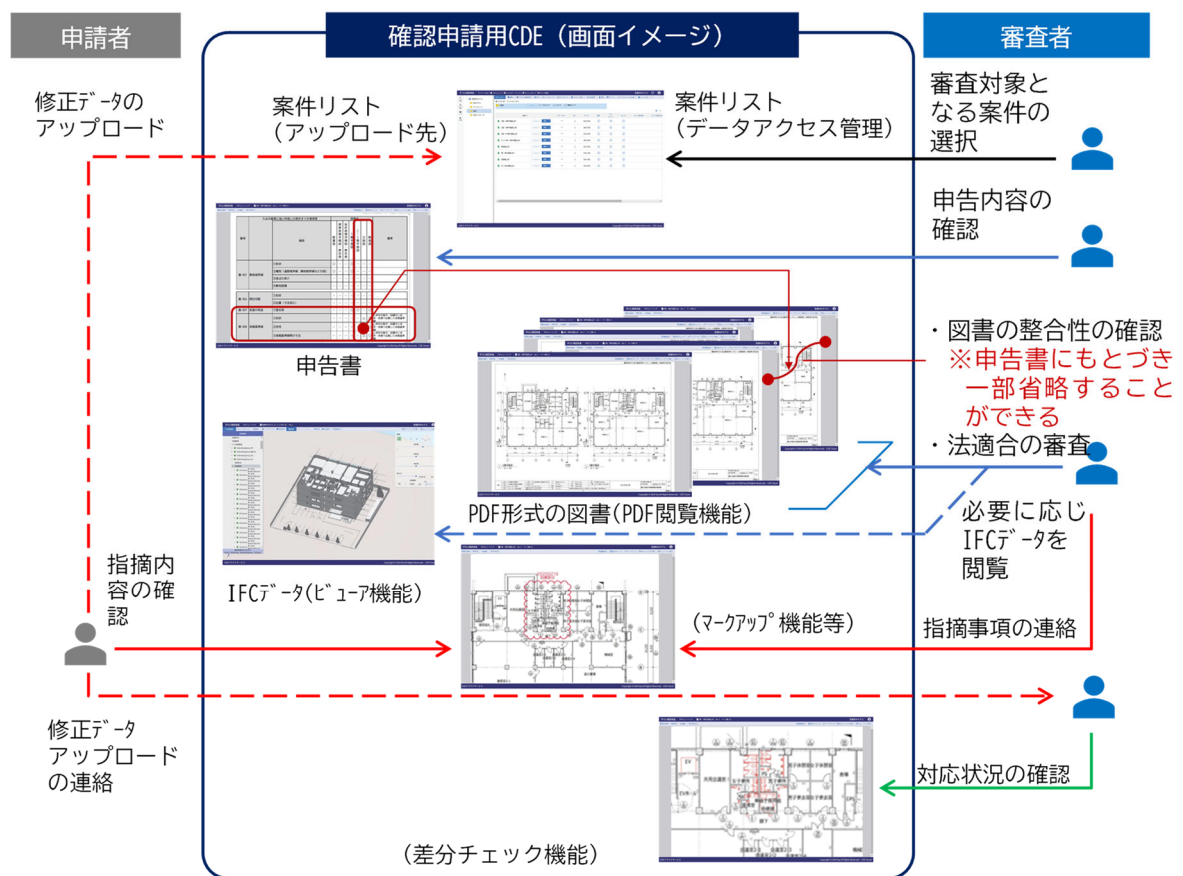
(注) 審査環境（フォルダ構成等）は確認検査機関等・適合性判定機関で構築するため、実際の利用手順はこの図と異なる場合がある。

図 6-2 BIM 図面審査のフロー

審査者はあらかじめ準備された建築確認用 CDE において審査を行う。申請図書は申請者から確認申請用 CDE の所定のフォルダにアップロードされているため、審査者は当該フォルダにアクセスして審査を開始する。

アップロードされているデータのうち、審査対象は PDF 形式の図書であり、IFC データについては形状理解の参考として活用する（ICBA 確認申請用 CDE のビューア機能で閲覧できる）。また、設計者の申告にもとづき整合性確認の省略が可能で、審査者は申告書を確認し、整合性審査の省略を行う。

確認申請用 CDE を用いた審査イメージを図 6-3 に示す。



<審査イメージ>

- ・ 審査者は、PDF 形式の図書を用いて、審査を行う。
- ・ 審査者は、申告書に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。その他の図書及び審査事項については、これまでどおり整合性確認を行う。
- ・ 審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する。
- ・ 必要に応じて IFC データをビューイング機能により閲覧し、形状の把握・理解に利用する。

図 6-3 確認申請用 CDE を用いた審査イメージ

(2) 図書の補正等

審査の過程で、疑義などにより図書の補正を求める場合は、修正した BIM データから出力した PDF 形式の図書、及びこれと同時に出力した IFC データの再提出を求める。この場合、修正した PDF 形式の図書等のアップロードは、ファイル単位で行うこととする。

審査者の指摘等に対し、修正がないものも含めてすべてのデータの再提出を求めるものではなく、修正した範囲のみを提出することでもよいが、この場合はファイル単位で行う必要がある。具体的には、ファイルが複数ある場合は修正範囲を含むファイルを再提出し、図書毎にバラで 1 つのファイルとしている場合については、修正した図書（ファイル）のみを再提出する。

ガイドラインでは、申請の際の PDF 形式の図書の書き出しについて、必ずしも図書一式を 1 つの PDF ファイルに統合することは求めておらず、ファイル分割のルールやファイル名のルールについては、審査者において必要に応じ定めることとなっている（V章 2.②参照）。現時点では、ICBA 確認申請用 CDE の差分チェック機能はファイル単位で行う仕様となっているため、申請時に複数の図書を 1 つのファイルに統合せず、図書毎に 1 ファイルとして申請しておく、差分チェック機能を有効に活用することができる。但し、この場合、図面単位でのバージョン管理が必要となる。

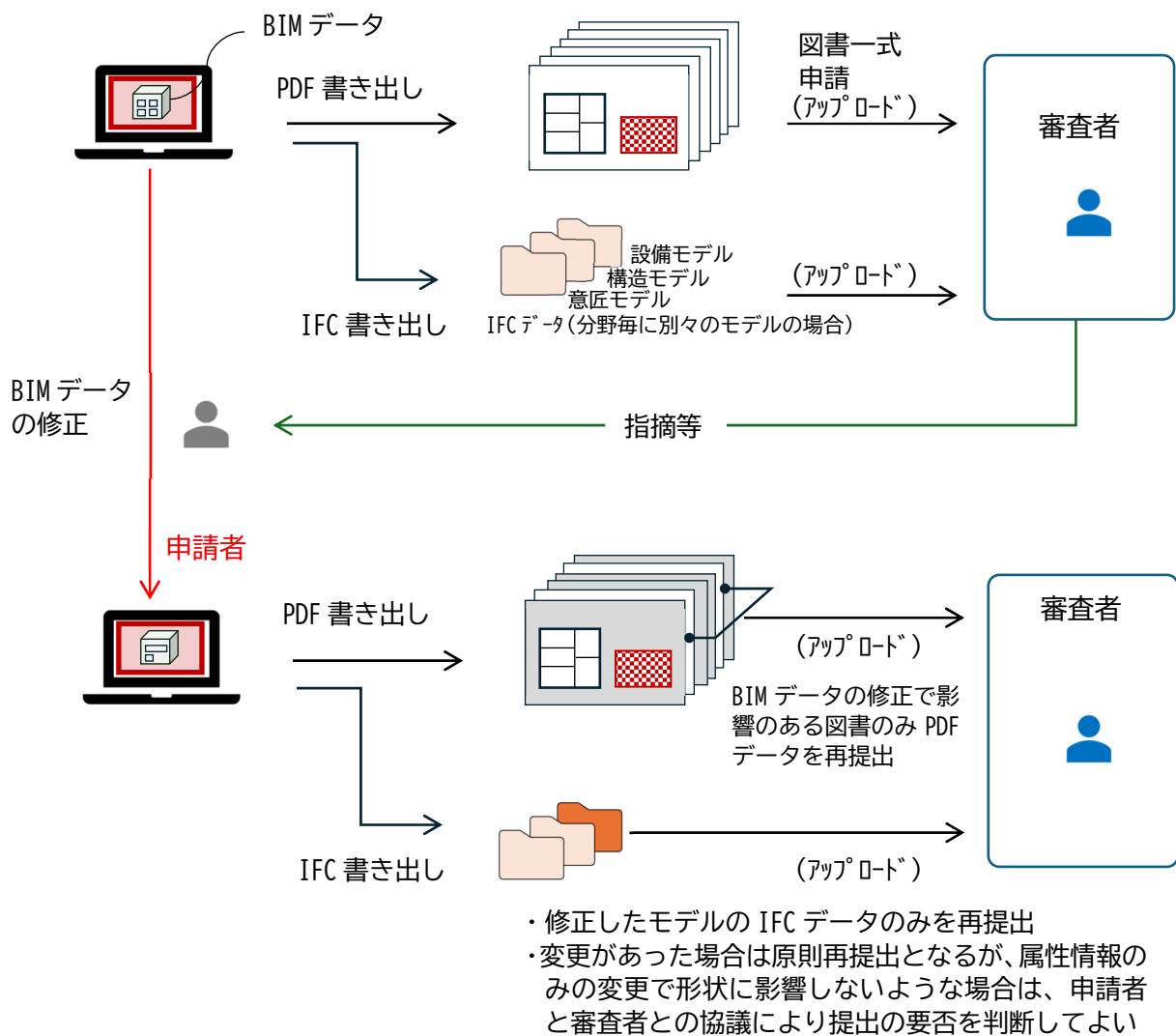


図 6-4 補正等を行った図書等の再提出の方法について

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○図書の補正等について

補正時の提出データについて、修正時は原則として BIM データを修正し、BIM データからの PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しを行う。提出の際は PDF 形式の図書及び IFC データの再提出が必要となる。

PDF 形式の図書については、修正範囲のみの提出でよい。また、IFC データについても、データが分割されている場合などは修正範囲のデータのみの提出でよい。

申告書については、指摘や修正にともない、申告書記載の内容に変更があった場合は再提出とするが、内容に変更がない場合はその限りでない。

【ガイドライン「6-3 BIM 図面審査の審査について」】

○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取り扱いについて

IFC データの確認により疑義が生じた場合（PDF 形式の図書に明示がないが、IFC データの確認により寸法不足が疑われる場合等）は、設計者に指摘を行い、PDF 形式の図書に明示を求め、PDF 形式の図書に基づき判断を行うものとする。

（3）補正した図書等のファイル管理

BIM 図面審査では CDE において申請者と審査者等が申請図書のデータを共有するが、更新ファイルのファイル管理を的確に行う必要がある。図 6-2 のとおり、申請図書のアップロード以降、当該ファイルのアクセス制御（ファイルのロック及びロックの解除）は審査者の権限となるため、原則としてファイルのバージョン管理は審査者が行う。

ファイル更新の標準的な手順としては、審査者がファイルのロックを解除してその旨を申請者に伝え、次に申請者のファイル更新を確認したのちに再びファイルをロックすることで行う。このとき、申請者が勝手に別ファイル名で保存したりせず、同一ファイル名称でファイルを上書きすべきことをあらかじめ申請者に伝えておく。同一ファイル名称でアップロードすることで、申請当初からの更新保存されたファイルそれぞれを時系列で閲覧することが可能となる。

ファイルのロックやロック解除の具体的な操作方法については、確認申請用 CDE のマニュアルを参照のこと。また、このような図書等のファイル管理に係る手順は、あらかじめ各確認検査機関等において手順書等として定めておき、申請時に申請者へ周知しておくことが望ましい。

（4）指摘・対応のコミュニケーション

確認申請用 CDE においては、申請者等によりファイルを共有するためのフォルダが準備され、また機能としてチャットやメール等のコミュニケーションツールが実装されている。申請・審査者等は、これらを用いて図書等のデータの保存・閲覧、質疑応答、保存されたデータ更新や通知書等のデータ保存・閲覧などを行う。コミュニケーションツールの操作方法等については確認申請用 CDE のマニュアルを参照のこと。

共有用フォルダの構成は確認検査機関（審査者）により異なることがあり、またコミュニケーションツールについては複数機能実装されているため、情報伝達が適切なタイミングで確実に行われるよう、図書等の保存先、指摘・対応の仕方については事前に申請者、審査者等で協議しておくことが望ましい。

3. 適合性判定

【ガイドライン 5 STEP4】

- ・適合性判定機関は、PDF 形式の図書を用いて審査を行い、補正等の通知を行う。-①
- ・申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等や、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度提出する。-②
- ・適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への対応状況を確認する。-③
- ・適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。-④
- ・審査者は、適合性判定機関の補正等の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。-⑤
- ・審査者と適合性判定機関で、共通の図書により補正等に対応することになり、図書の同一性は確保されるため、審査者は適合性判定図書との整合性確認は不要となる。

適合性判定については、ガイドラインの「5 申請及び審査の手順」の STEP4 に従い審査を進めていく。

(1) 適合性判定（構造）

申請者、確認検査機関等、適合性判定機関が同一の審査環境下でリンクファイル※を共有して適合性判定の審査を行う場合、審査者は確認申請図書と適合性判定の申請図書との整合性確認を不要とすることができる。

※リンクファイルとは、ファイルの実データを持たずリンク先のファイル（最新バージョンファイル）を参照して、閲覧・ダウンロードが行える“ファイル”をいう。

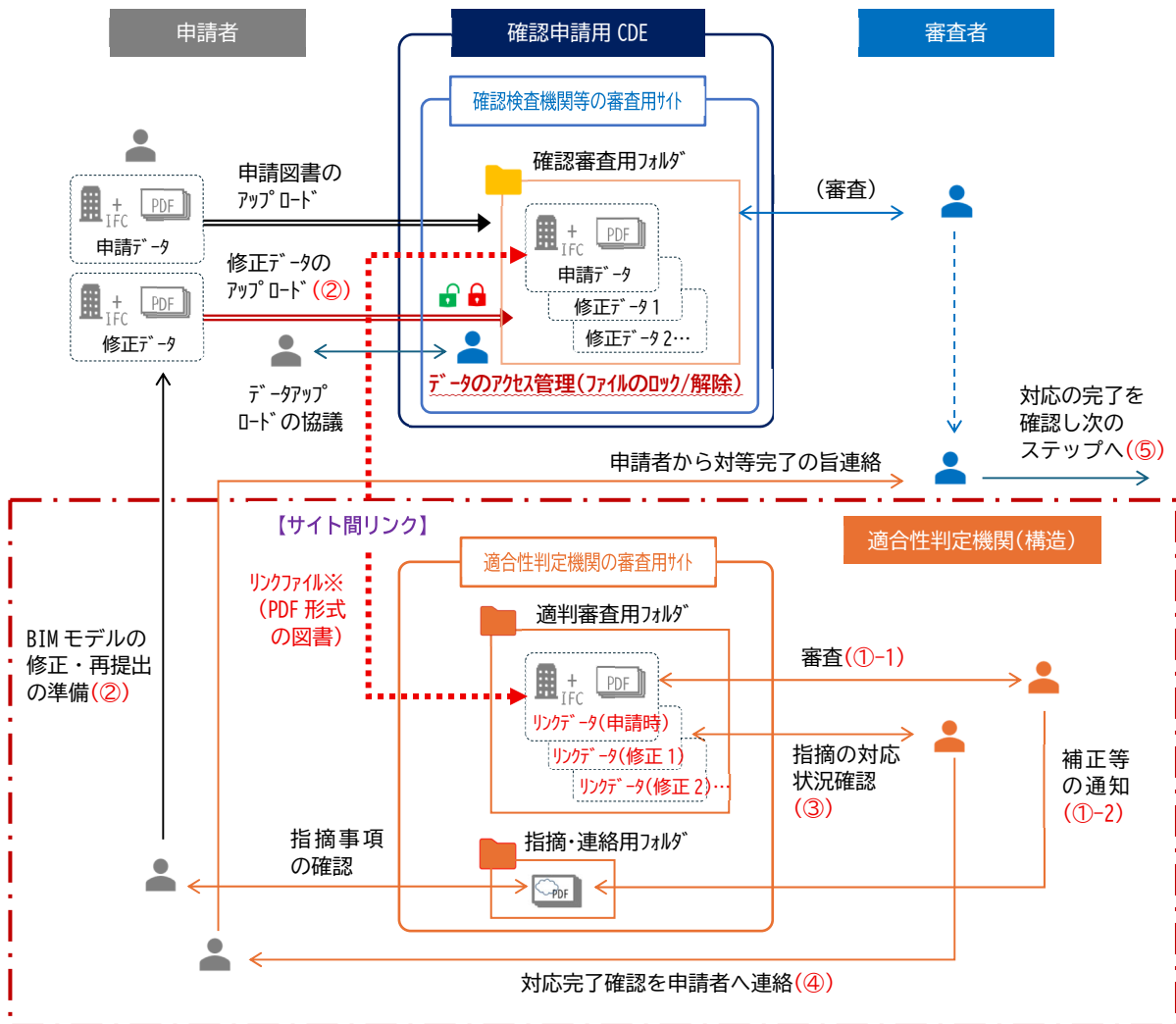
審査フローについて、申請者は、提出した図書に対するそれぞれの機関からの指摘について、個別に追加説明書の作成や図書の補正等を行うことになる。しかしながら、実運用においては、確認検査機関等と適合性判定機関と、両者からの指摘に対して追加説明書や図書の修正を一度に行い、併せて回答を行う場合が多い。確認申請用 CDE 環境においては、実運用に即し、両者の指摘を同時に対応することも可能とするだけでなく、修正前後の複数の図書を参照することを可能とすることで、個別に指摘へ対応をすることも可能とする。

適合性判定機関は、指定確認検査機関等の確認申請用 CDE に保存されている申請図書等のデータを参照する「リンクファイル」にて審査する。このリンクファイルは実データではなく、リンク元のデータを参照して閲覧・ダウンロードが行えるもので、適合性判定機関がファイルをロックしない限り、元データの変更とともにリンクファイルも更新される。このため、適合性判定の審査を行う場合は、審査の途中で自動更新しないようにリンクファイルをロックして審査を行い、審査を終了する場合は必要に応じて審査で閲覧したリンクファイルを適合性判定の審査用フォルダに実データとして保存した上でロックを解除し、最新の元ファイルと同じ状態とする。元ファイルが変更されている場合は、適合性判定に影響する変更がないかどうか確認して審査を終了する。

適合性判定の申請は申請者（設計者）が行うため、リンクファイルの作成は申請者（設計者）が行う。確認審査と適合性判定の審査はそれぞれ独立して行う必要があるため、それぞれが審査しているファイル管理もそれぞれが行うこととなる。審査者は適合性判定機関がいつ時点の

元ファイルで審査しているのかシステム上で知ることができないが、適合性判定機関からファイルを特定する識別情報を得ることで、どの時点のデータファイルで審査を行ったのか知ることができる。

このような手順はあらかじめ手順書等で機関毎に定めておき、申請時に申請者へ周知しておくことが望ましい。



※リンクファイル：ファイルの実データを持たず、リンク先のファイルを参照して閲覧等ができるファイル

(注)審査環境(フォルダ構成等)は確認検査機関等・適合性判定機関で構築するため、実際の利用手順はこの図と異なる場合がある。

図 6-5 適合性判定(構造)のフロー

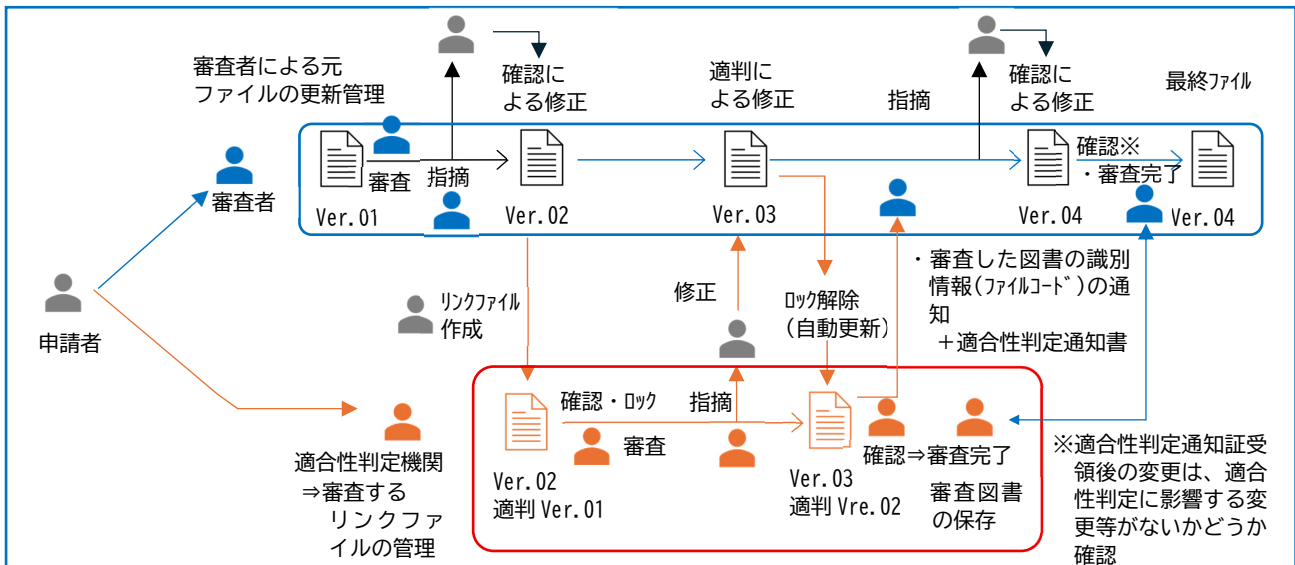
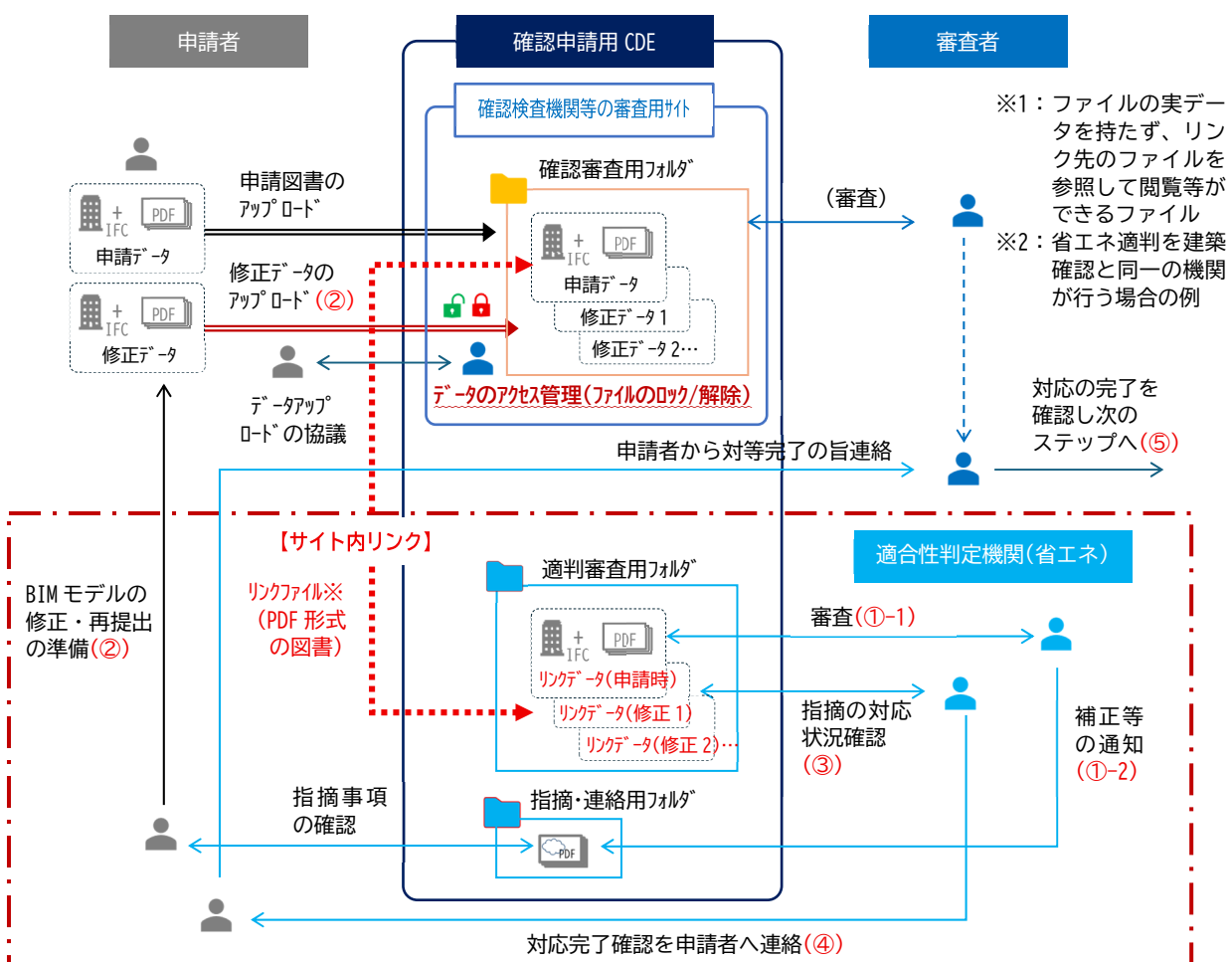


図 6-6 審査する図書等のファイル管理の例

(2) 適合性判定 (省エネ)

省エネの適合性判定については、確認検査機関等と省エネ適合性判定機関とそれぞれ個別に申請、指摘対応等を行っており、確認検査機関等への提出図書と、省エネ適合性判定機関への提出図書とで、一部重複がみられるものの、異なる種類の図書も多いと考えられる。



(注) 審査環境 (フォルダ構成等) は確認検査機関等・適合性判定機関で構築するため、実際の利用手順はこの図と異なる場合がある。

図 6-7 適合性判定 (省エネ) のフロー

構造の適合性判定と比べて個別対応への負担や支障は少なく、同一の図書による審査を行った場合の課題も多くないと考えられるため、基本的には(1)と同様の審査手順で審査を行う。

(3) 審査の受付と適合判定通知書の交付

ICBA 確認申請用 CDE においては、審査の受付や書類を通知する機能をもたないため、構造適合性判定の審査の受付や適合判定通知書の送付等については、各適合性判定機関のシステム等による。

ICBA においては、構造適合性判定機関用の電子申請受付システムが用意されているため、これを利用する方法[※]もある。

※電子受付システムの機能や確認申請用 CDE との連携などの詳細については ICBA の関連サイトを参照されたい。

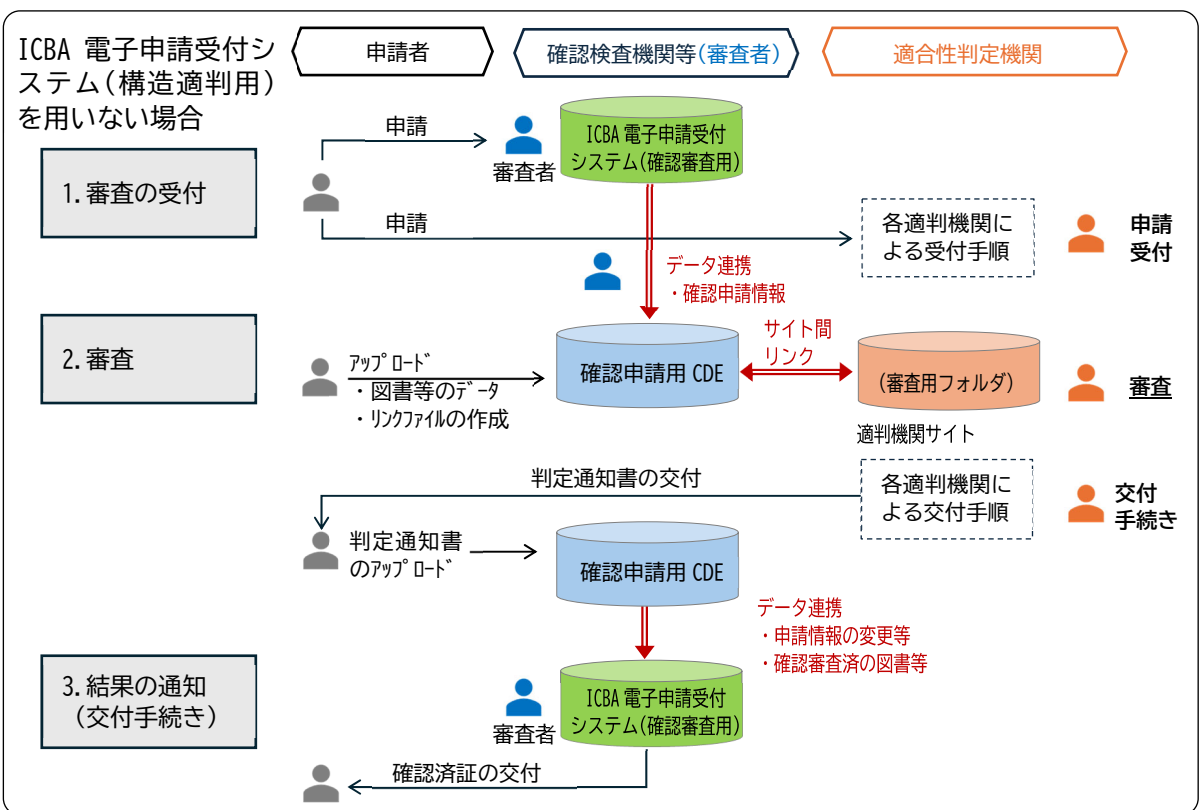
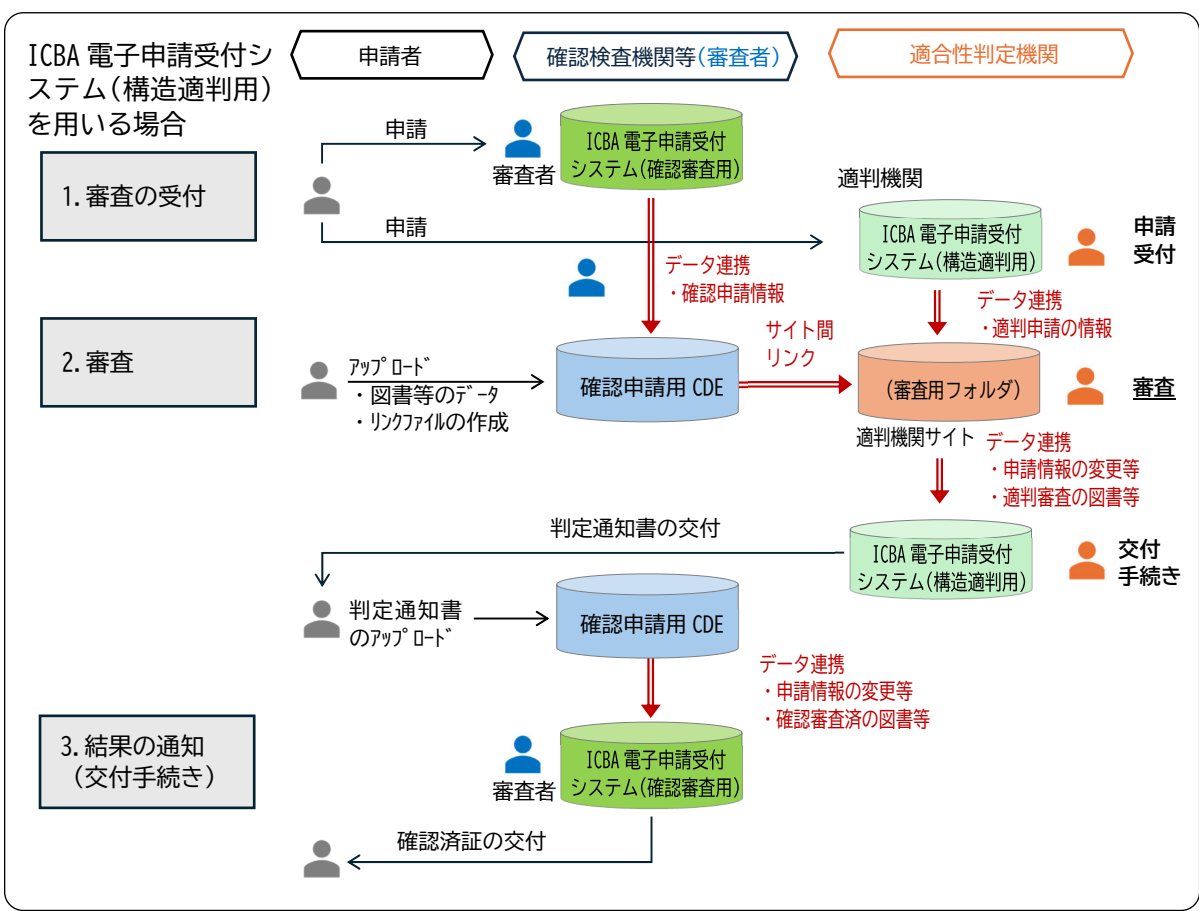


図 6-8 適合性判定の受け付け・審査・判定通知証送付について

4. 消防同意・確認済証交付・図書保存

消防同意から確認済証の交付、図書保存までの手順については、ガイドラインの「5 申請及び審査の手順」の STEP5 に従い審査を進めていく。

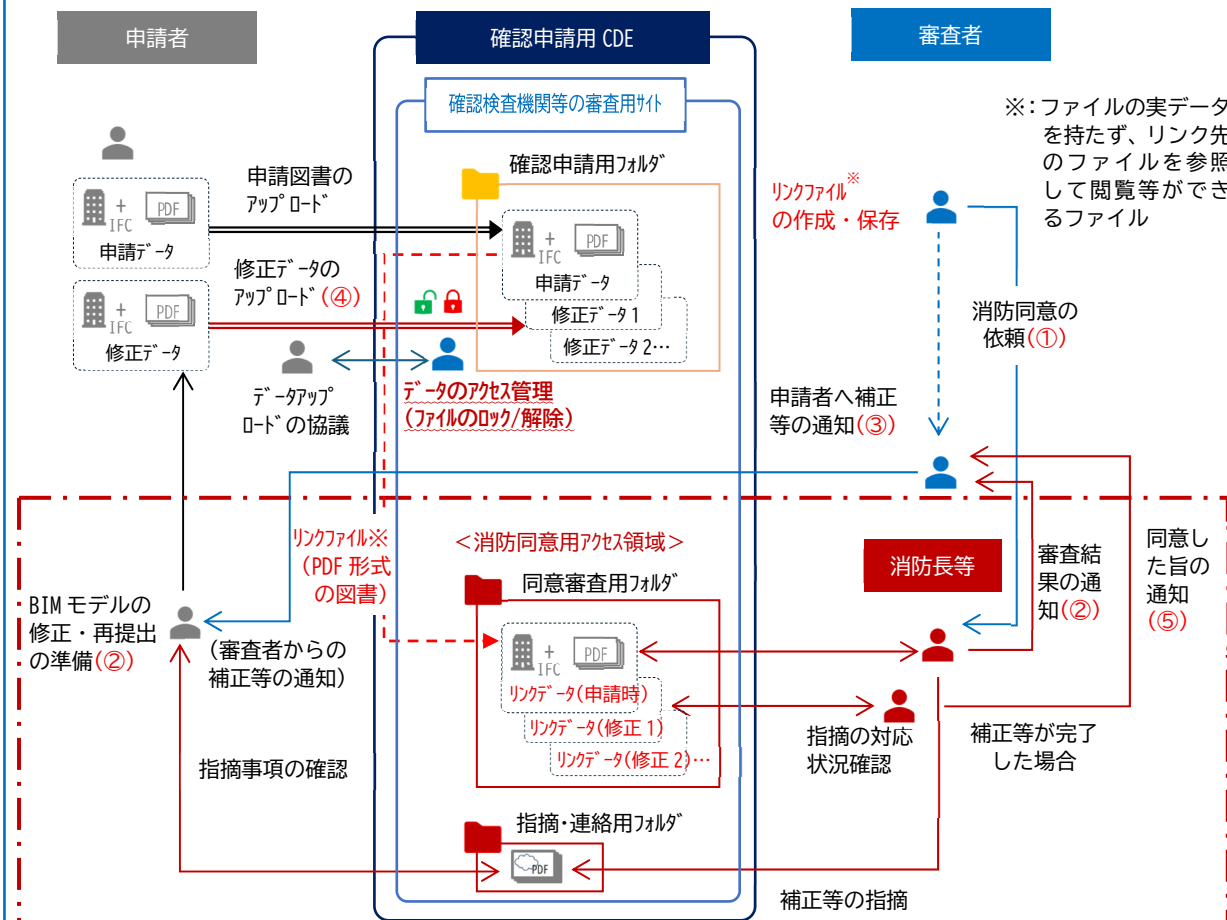
(1) 消防同意の手順

○消防同意

- ・審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下、「消防長等」という。）に同意を依頼する。-①
- ・消防長等は、図書を確認し、審査結果を通知する。-②
- ・消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝え、申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。-③、④
- ・消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。-⑤

【ガイドライン 5 STEP5】

審査者は、確認申請用 CDE において、消防機関の利用環境を整えた上で（「IV. 審査者側の準備」参照）、消防長等へ同意を依頼する。



(注) 審査環境 (フォルダ構成等) は確認検査機関等・適合性判定機関で構築するため、実際の利用手順はこの図と異なる場合があります。

図 6-9 消防同意に係る審査のフロー

審査については、消防同意用フォルダに保存されているリンクファイルにより行う。リンクファイルのバージョン管理や元データの更新管理については、3.(1)と同様に行う。

消防庁等における BIM 図面審査に係る同意依頼の受付方法は、次の2つの方法がある。

- ①ICBA 電子申請受付システム（消防機関用）を利用する場合
- ②各消防機関の受付方法（①以外）による場合

①ICBA 電子申請受付システム（消防機関用）を利用する場合

消防同意の依頼（審査の開始）と、審査結果の通知（審査の終了）は、消防機関向けの ICBA 電子申請受付システム（以下「受付システム」という）を介して行い、審査は確認申請用 CDE を利用して行う。

消防同意/不同意通知は、CDE のデータを受付システムに移動した上で、受付システムを通じて送付する。

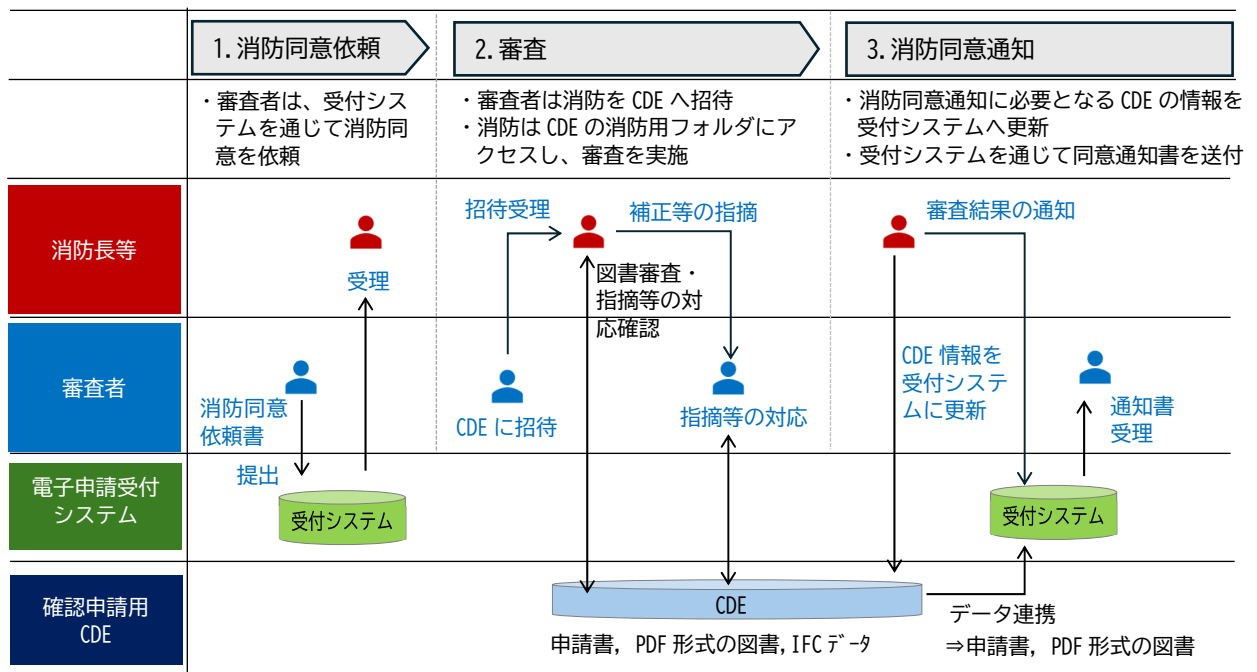


図 6-10 消防同意の事務の流れ（ICBA 電子申請受付システムを利用する場合）

②各消防機関の受付方法（①以外）による場合

消防同意の依頼（審査の開始）と、審査結果の通知（審査の終了）は、メールまたは郵送等で行い、消防同意依頼書を確認申請用 CDE の所定のフォルダにアップロードする。審査は①同様に確認申請用 CDE を利用して行う。

消防同意/不同意通知（消防同意通知書等）は、確認申請用 CDE にアップロードし、確認検査機関等がこれを確認（受理）したら完了となる。

具体的方法については、**審査者**と**消防庁等**との個別協議による。同意受理の期日は法にもとづく期間に影響するため、遺漏なく行うことに留意する。

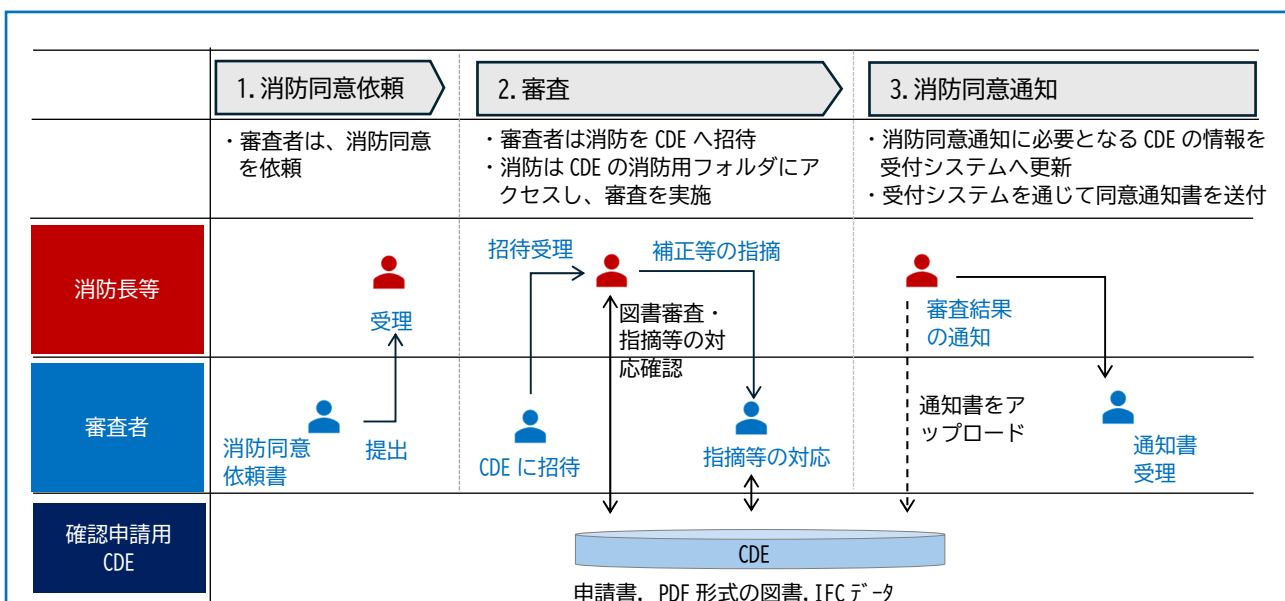


図 6-11 消防同意の事務の流れ（ICBA 電子申請受付システムを利用しない場合）の例

(2) 交付手続き・図書保存

【ガイドライン 5 STEP5】

○適合性判定

- 適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。-⑥

○確認済証の交付

- 審査者は消防同意した旨の通知及び適合性判定の通知書受領後、確認済証を交付する。-⑦
- 申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。-⑧

○図書保存

- 審査者は、確認済証を交付した PDF 形式の図書を正本として法定の期間保存する。-⑨
(→ガイドライン 6-4 BIM 図面審査の図書保存について)

審査者は、確認申請用 CDE の所定のフォルダにおいて、確認済証交付にあたり必要となる消防同意通知書、適合判定通知書、審査済図書等を確認し、問題がなければ確認済証を作成し、受付システムを通じて申請者に交付する。

副本については、必要に応じて審査済みスタンプを付加し、申請者にデータをダウンロードしてもらったものを副本として管理してもらう。

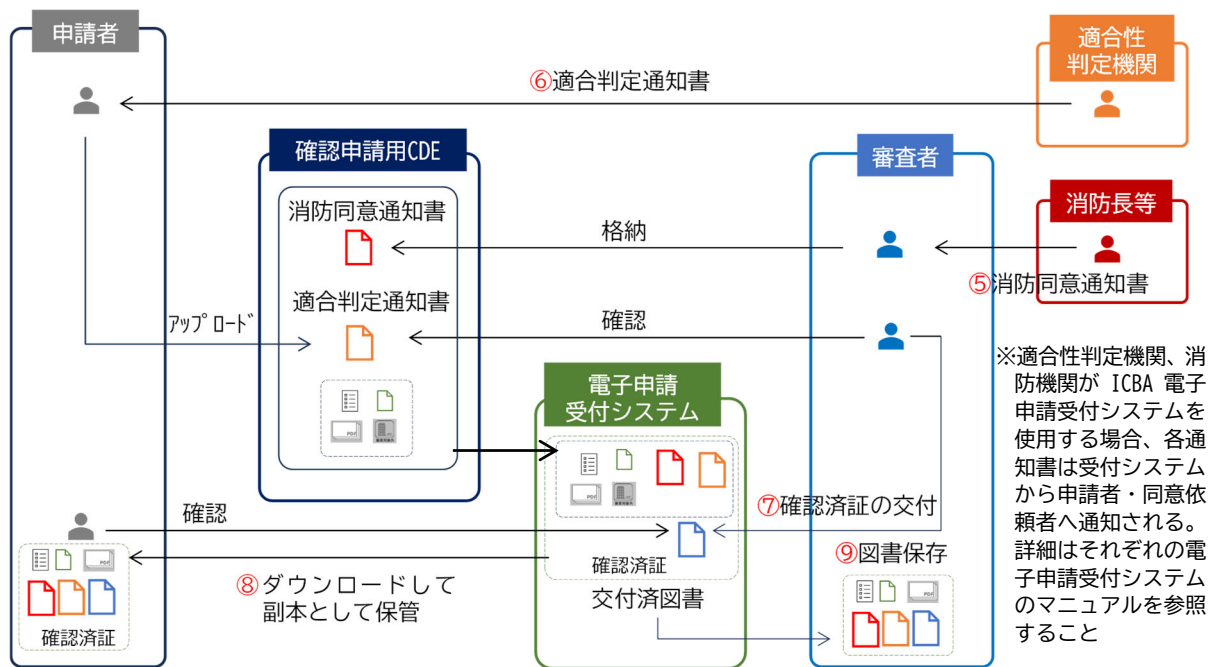


図 6-12 消防同意から図書保存までのフロー

審査済みデータの保存について、保存対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各確認検査機関等の判断によるものとされている。適合性判定または消防同意に係る保存図書としての利用は、個別に確認検査機関等との協議による。

BIM 図面審査で提出が求められている申告書と IFC データとがあるが、申告書については申請図書の一部として保存が求められている。一方、IFC データについては審査対象ではないため保存することは求められておらず、各確認検査機関等の判断に委ねられている。

【ガイドライン「6-4 BIM 図面審査の図書保存について」】

- 交付済データの保存環境について
保存の対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各機関の判断によるものとする。
- 申告書の保存について
申請図書の一部として保存を求める。
- IFC データの保存要否・方法等について
IFC データは審査対象でないことから、法定保存の対象としない。また、審査者は申請者に対し、副本としての IFC データの交付も行わない。
IFC データを用いた中間検査・完了検査は行わない。
審査に活用した IFC データについては、審査者の責任において、適切な環境により保存するか、破棄するものとする。

5. 完了検査等

【ガイドライン 5 STEP6】

○施工・工事監理・中間検査・完了検査

- ・ 施工者、工事監理者は副本と、確認済証を基に施工、工事監理を実施する。
 - ・ 審査者は保存された正本を用いて中間検査および完了検査を実施する。
- ※IFC データは審査済図書には含まれないため、IFC データとの照合による検査は認めない。

確認済証交付後の工事・検査については、従来のとおり、設計者は副本・確認済証をもとに工事監理等を進め、審査者は正本にもとづき中間検査・完了検査を実施する。

この場合、IFC データについては審査済図書には含まれないため、IFC データを用いた建築基準法にもとづく検査は認められないことに留意する必要がある。

(白紙)

【参考】

ICBA 確認申請用 CDE を利用しない場合の審査環境に求める要件

「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」における「4 審査環境」のなお書きにある、ICBA 確認申請用 CDE を利用しない場合の審査環境（以下「別途定める審査環境」という。）に求める要件は以下の通りとする。

I. 適用範囲

BIM 図面審査に対応した建築確認の申請・審査、構造計算適合性判定の申請・審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請・審査における申請者・審査者間の情報共有・交換・審査に使用するものとする。

II. 一般事項

確認申請用 CDE は、ISO19650-1：2018（BIM 情報モデルを使用する情報マネジメントー概念と原則）の考え方に則り、確認申請業務に対応した情報マネジメントを提供するものとし、下記の基本的な機能が実装されたものとする。

- 個々の使用者を特定できる CDE へのアクセス認証機能
 - 情報の一元管理のもと、情報の共有・交換を行う機能
 - 情報を格納する階層化された情報コンテナを取り扱う機能
 - 情報コンテナに対するユーザーのアクセス制御機能
 - CDE に格納する情報の版管理の機能
 - 使用者の CDE に対する操作 LOG の取得・保存の機能
 - 情報コンテナに対するステータス（作業中、共有、公開、アーカイブ）設定の機能
 - CDE へのデータ格納などを関係者に知らせる通知機能
- 確認申請用 CDE の主な使用者は、下記とする。
- 建築確認申請者およびその補助者
 - 建築確認審査者およびその補助者
 - 消防同意審査者およびその補助者
 - 構造計算適合性判定申請者およびその補助者
 - 構造計算適合性判定審査者およびその補助者
 - 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請者およびその補助者
 - 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査者およびその補助者
- 確認申請用 CDE にて情報共有・交換・審査を行う主なデータは、下記とする。
- 建築確認申請図書およびその申請・審査過程で必要な情報
 - 構造計算適合性判定申請図書およびその申請・審査過程で必要な情報

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請図書およびその申請・審査過程で必要な情報

- 確認申請用 CDE において、下記のセキュリティ要件を満たすものとする。
 - 確認申請用 CDE で取り扱う情報の情報価値に相応しい情報通信時・保管時の十分な情報漏洩対策を施すものとする。
 - 確認申請用 CDE で取り扱う情報の情報価値に相応しい保管情報の十分な情報改竄防止対策を施すものとする。
 - 確認申請用 CDE で取り扱う情報の情報価値に相応しい保管情報の十分な情報棄損・消失防止対策を施すものとする。
 - 確認申請用 CDE を使用する業務の価値に相応しい情報事故時の迅速な復元・復旧対策を施すものとする。

Ⅲ BIM 図面審査に係る事項

- BIM 図面審査について、確認申請用 CDE は、下記の要件を満たすものとする。
 - BIM 図面審査の参考にできる IFC データ (BIM モデル) の形状・空間構成・属性の確認を行えるものとする。
 - BIM 図面審査に必要な PDF データ (図面・計算書) の確認を行えるものとする。
 - 複数の案件・審査間で情報コミュニケーションの独立性を保持するものとする。
 - BIM 図面審査の過程において、CDE 上で審査者・申請者間でコミュニケーションがあった場合にはその記録を保持できるものとする。
 - 同一データに対する複数の情報コミュニケーショングループを独立して形成できるものとする。

以上